

第7回地域力創造に関する有識者会議説明資料

平成21年11月4日（水）

環境省

(目 次)

1. 環境（エコ）の取組を通じた地域政策について
2. エコツーリズムについて
3. 地球温暖化対策について

第三次環境基本計画の概要

環境基本計画とは

- ・環境基本法第15条に基づく
「環境の保全に関する基本的な計画」
- ・政府全体の環境保全に関する
総合的かつ長期的な施策の大綱

沿革

- 平成 5年 環境基本法制定
平成 6年 第1次計画
平成12年 第2次計画
平成18年 第3次計画（現行計画）

環境政策の体系

～重点分野政策プログラム～

事象別の分野

1. 地球温暖化問題
2. 循環型社会の構築
3. 大気環境の確保
4. 水環境の確保
5. 化学物質の環境リスク低減
6. 生物多様性の保全

事象横断的な分野

7. 市場における環境評価の仕組みづくり
8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
9. 科学技術等の基盤の整備
10. 國際的取組の推進

環境保全の人づくり・地域づくりの推進

施策の基本的方向

1. 環境保全のために行動する人づくり

- ・多くの人が、環境が暮らしを支えていることに気付き、持続可能な地域づくりに参画することが重要

2. 環境保全の組織・ネットワークづくり

- ・地方組織、NPO、事業者等、多様な主体による取組が重要
- ・多様な主体がネットワークを構築し、役割・責任を明確にしながら、信頼関係を構築しつつ活動することが重要

3. それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくり

- ・環境負荷の少ない、豊かな社会生活ができる地域づくりが必要。
- ・環境面に加え、経済的に地域が自立し、社会面も統合的に向上するような取組を推進することが重要

環境省の主な関連施策

1. 環境保全のために行動する人づくり

- 1-1 こどもエコクラブ事業
- 1-2 環境教育指導者育成事業 等

2. 環境保全の組織・ネットワークづくり

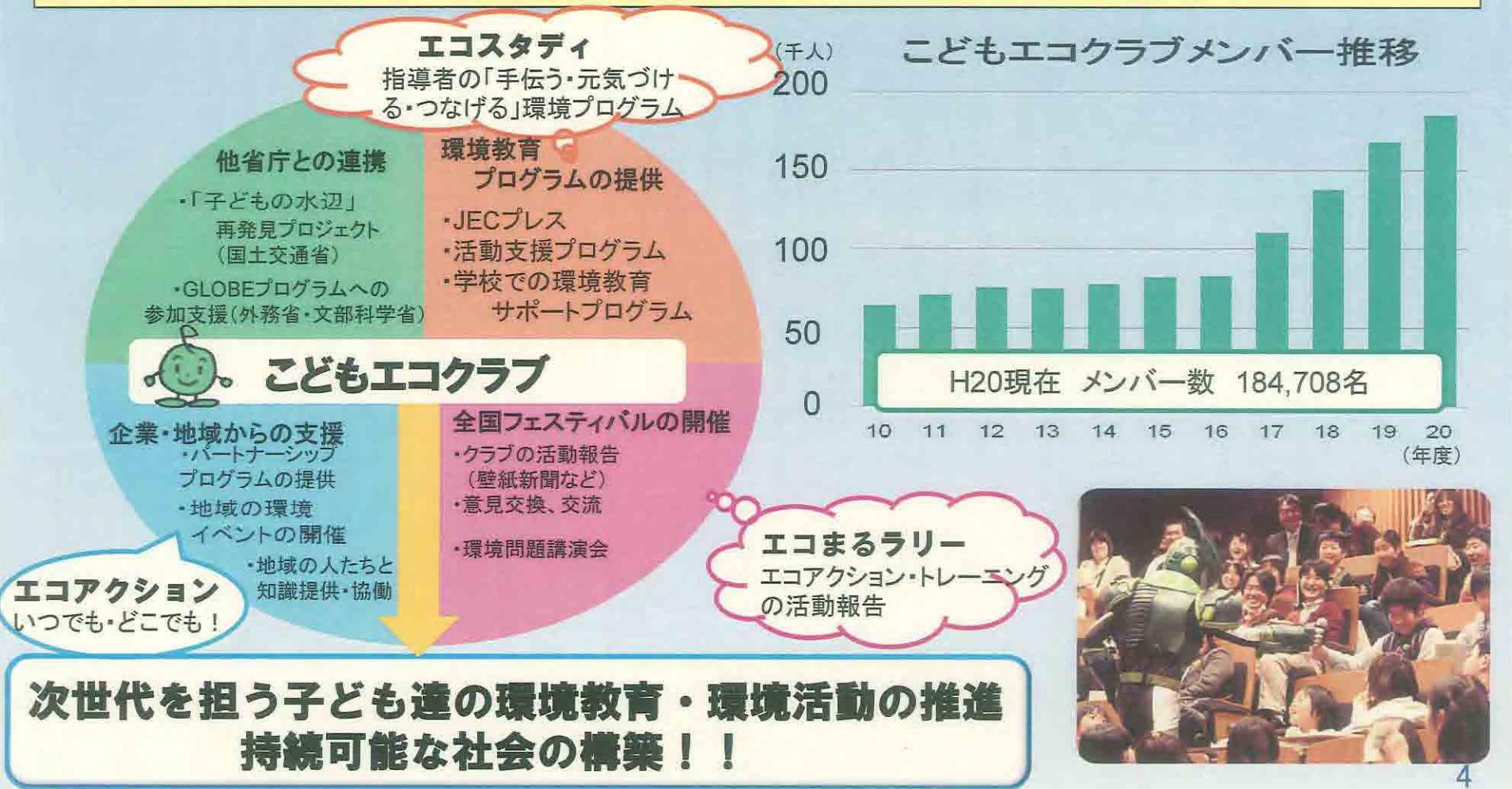
- 2-1 地球環境パートナーシッププラザ
・地方環境パートナーシップオフィス 等

3. それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくり

- 3-1 低炭素地域づくり面的対策推進事業
- 3-2 SATOYAMAイニシアティブ推進事業 等

1-1 こどもエコクラブ事業

子ども達の地域での自主的な環境保全活動を支援する事業。地方公共団体と連携し、子ども2名以上とサポーター（大人）からなるクラブを「こどもエコクラブ」として登録し、登録された子ども達に対しニュースレターによる情報提供等を行う。



1-2 環境教育指導者育成事業

学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に、**基本的知識の習得と体験学習を重視した研修(環境教育リーダー研修基礎講座)**を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。(文科省と連携)

実施主体

地方環境事務所

(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)

参加対象者

- ・ 教職員(小中学校・高校)
- ・ 地域で環境教育、環境学習に関心のある人

研修内容

- ・ 知識の習得(大学教員、NPO活動実践者、環境カウンセラー等の協力)
- ・ 体験型教育プログラムの実施(国立青年・少年の家等の協力)

協 力

教育委員会

- ・ 学校の教職員への周知
- ・ 研修講師(実践事例発表者)の紹介 等



学校の教職員・地域の環境教育リーダーの育成

学 校

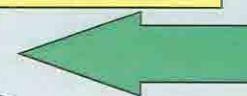
教職員

PTA

子ども

地 域

市 民



学校・地域・社会等
幅広い場における
環境教育の実践

2-1 地球環境パートナーシッププラザ・ 地方環境パートナーシップオフィス

①地球環境パートナーシッププラザ

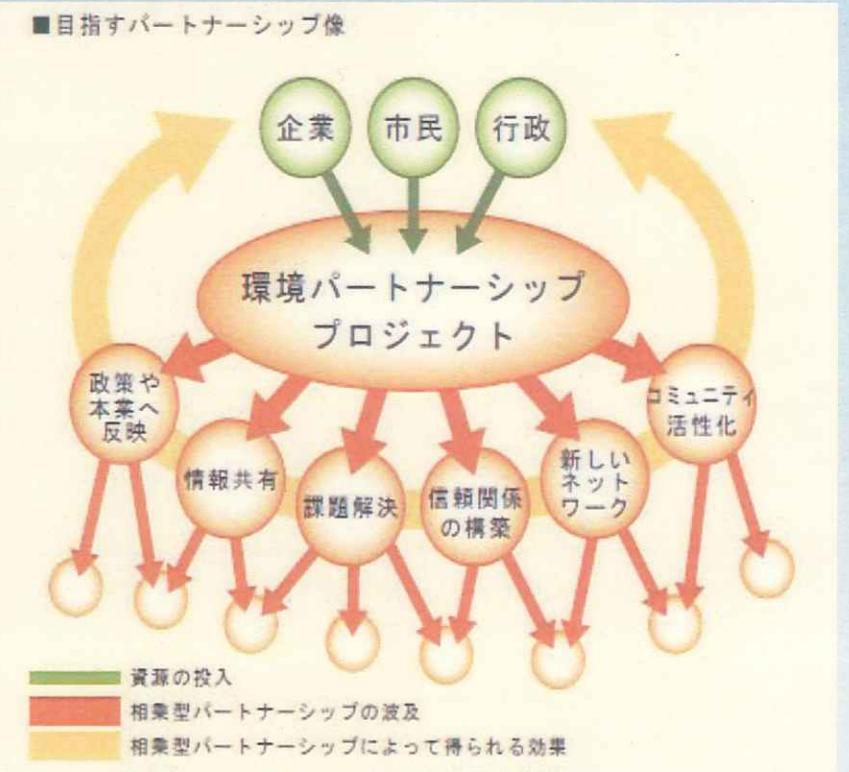
平成8年に国連大学及び環境省が共同で設立。環境関連の問題・活動に関し、各主体間のネットワークの形成、環境パートナーシップに関する情報の収集、提供等を推進。

3 つの方針

- ・ 人づくり
- ・ 仕組みづくり
- ・ 情報共有のデザイン

5 つの事業

- ・ 地域づくり
- ・ みんなでつくる環境政策
- ・ 企業と他セクターとの連携
- ・ 情報共有とコミュニケーション
- ・ 地方環境パートナーシップ
オフィス（EPO）ネットワーク

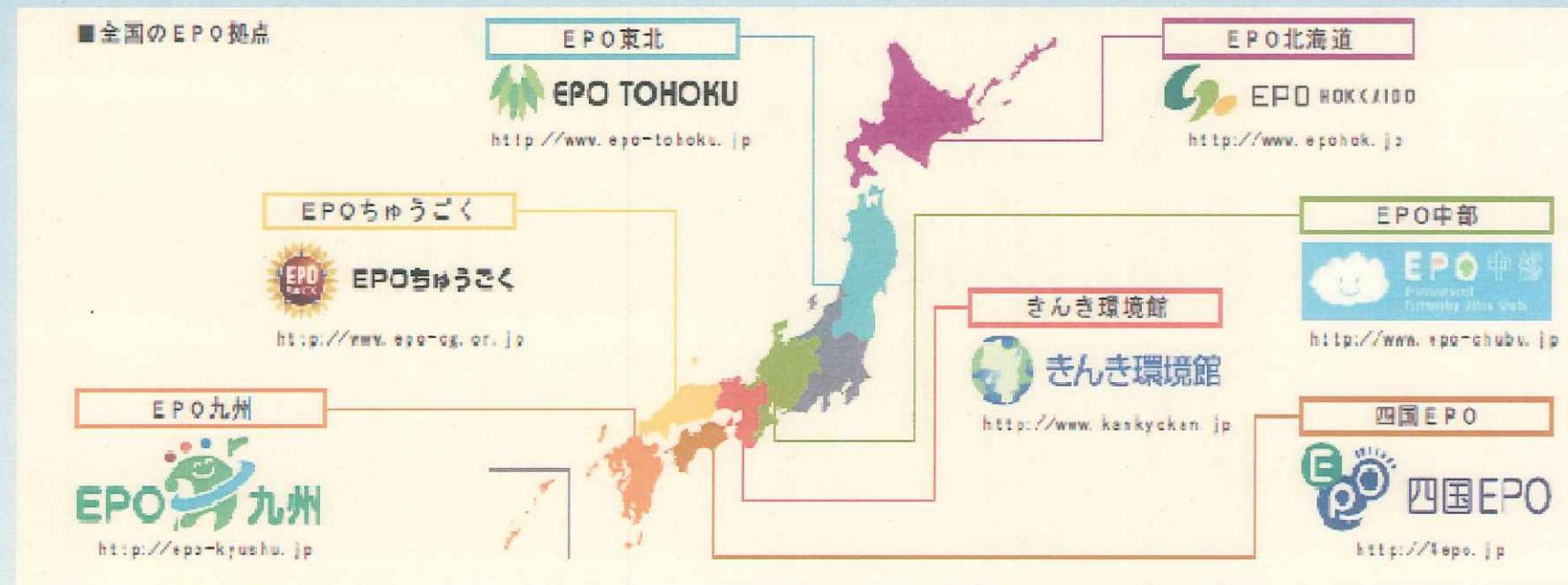


全国 7 か所に設置されたEPOと連携

全国の地方環境パートナーシップオフィス（EPO）の特徴を活かしながら、連携を図りつつ、各地での環境活動の活性化・パートナーシップ促進を目指す。

②地方環境パートナーシップオフィス(EPO)

- ・地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点として、環境省が、平成16年度から3年間で、全国の各ブロックに設置。
- ・地域の民間団体に運営を委託し、地方環境事務所と協働で事業を実施。



3-1 低炭素地域づくり面的対策推進事業

自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

- － 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- － 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化

環境省

支援

温対法に基づく実行計画協議会・地球温暖化対策地域協議会
地方公共団体・交通事業者・大規模商業施設・地域住民 等

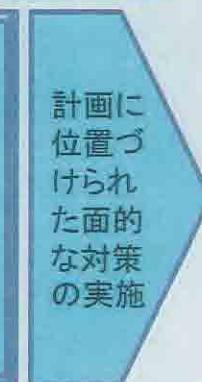
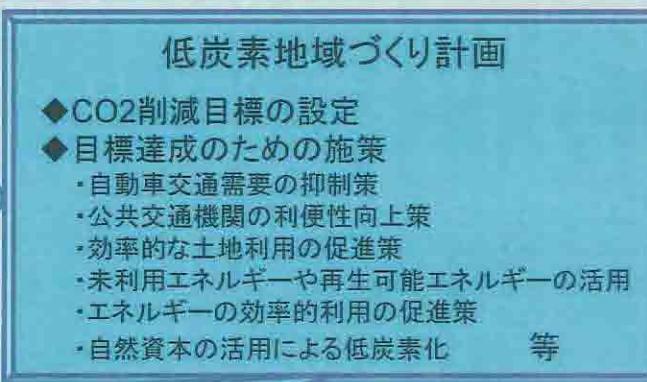
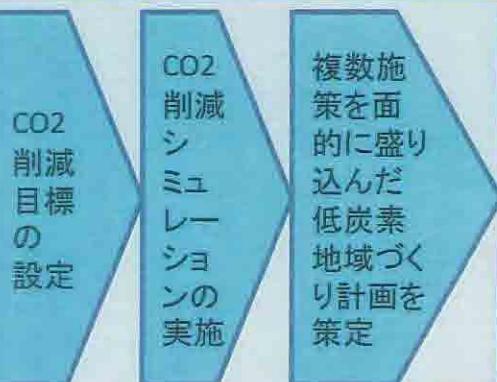
助言

国交省

初年度

次年度

以降



- ◆委託 4.5億円
 - ・新規: 2,000万円 × 10箇所
 - ・継続: 1,000万円 × 25箇所
 - ・委託先: 地域協議会又は地域協議会に参画する民間事業者
- ◆補助金 5億円【新規】
 - ・5箇所程度
 - ・交付先: 計画又は環境モデル都市に位置づけられた事業の実施者
 - ・負担割合: 1/2(最長3年)
- ◆スケジュール
 - ・4~5月公募
 - ・7月選定
 - ・9月補助事業2次公募
 - ・10月選定



ICカード導入とCO2削減量の見える化による公共交通機関の利用促進



コミュニティ・サイクルやカーシェアリングの導入



トランジットモールやパークアンドライドの導入



太陽熱供給システムを導入した集合住宅の整備



再開発を機とした地域冷暖房の導入
風の通り道や地域冷熱源となる緑地の確保

低炭素地域づくり面的対策推進事業

平成21年度選定地域(委託)

番号	地域名
1	礼文町
2	帯広市
3	仙台市
4	大丸有
5	南アルプス市
6	横浜市都心部
7	藤沢市
8	御嵩町
9	池田市
10	門真市幸福町・垣内町・中町
11	大阪中之島
12	神戸市西区
13	宇都市
14	香南市
15	大分別府都市圏

平成21年度選定地域(補助)

番号	地域名
1	大丸有
2	京都都市圏
3	摂津市
4	彩都
5	鹿児島都市圏
6	京都市
7	福岡市

平成20年度選定地域(委託)

番号	地域名
1	石狩市・小樽市
2	登別市
3	恵庭市
4	ニセコ町
5	白老町
6	盛岡市・滝沢村
7	印西市
8	荒川区
9	柏崎市
10	金沢市
11	茅野市
12	静岡市
13	富士宮市
14	豊田市
15	京都都市圏
16	堺市
17	彩都(茨木市・箕面市)
18	摂津市
19	尼崎市
20	松江市・出雲市
21	倉敷市
22	広島市
23	徳島市
24	高松市
25	鹿児島都市圏

3-2 SATOYAMAイニシアティブ推進事業

未来に引き継ぎたい里地里山の調査を行う。また、バイオマスや環境教育など地域の資源の新たな利活用への多様な主体の参加促進を通じ、全国的な里地里山の保全・活用を促す。

国内外の調査

○未来に引き継ぎたい里地里山の調査

全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査、分析



○自然資源の管理・利活用方策の検討

生物多様性の視点から里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



○世界における事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



国内における取組支援

○未来に引き継ぎたい里地里山への支援

里地里山の保全再生に向けた取組の継続・促進のための技術的支援を実施



○多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討



○全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定

共通原則・指針の検討

国内外の事例等をもとに、持続可能な自然資源の管理・利用の考え方（原則）と地域特性に応じて適応するための、調査・計画から実施・評価にわたる指針の整理



地域による自律的な里地里山の保全再生

2. エコツーリズムについて

エコツーリズム関連施策の推進

H16. 6月
とりまとめ



H19.6月法公布
H20.4月法施行
省令公布・施行
H20.6月基本方針閣議決定

- 法律に規定される国の責務
- ▶ 基本方針の作成・公表
 - ▶ 各地の全体構想の認定
 - ▶ 認定全体構想の広報
 - ▶ 協議会活動状況の公表
 - ▶ エコツーリズム推進連絡会議
 - ▶ 協議会への技術的助言
 - ▶ 資源保護・人材育成の情報提供
 - ▶ 広報を通じた国民理解の増進
 - ▶ 財政上の措置

施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアーグループ
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進マニュアル
- モデル事業(16~18)

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

- 経済成長戦略大綱
再チャレンジ
都市と農山漁村の共生・対流
観光立国推進基本法
21世紀環境立国戦略
海洋基本計画

H21年度施策

◎エコツーリズム推進法施行経費

☆本省及び地方事務所における法施行経費(継続)

◎エコツーリズム啓発事業

- エコツーリズム啓発、イベント開催(継続)
- エコツアーグループ(継続)

◎エコツーリズムのノウハウ確立事業

- 全国セミナー開催(継続)
- エコツーリズム大賞(継続)
- Webサイトの運営(継続)

◎エコインストラクタ一人材育成事業

- エコインストラクタ一人材育成事業(継続)

◎国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

- 国立公園等におけるエコツーリズムの仕組みづくり(継続)
- ☆エコツーリズム推進法トップランナー地域への支援(継続)
- 世界遺産地域等のエコツーリズム推進(継続)

☆法律関連事業

理念及び法の趣旨の認知率向上

エコツーリズム推進法の円滑な運用

ノウハウの確立と蓄積

取り組む地域の増加

エコツーリズムのタイプ

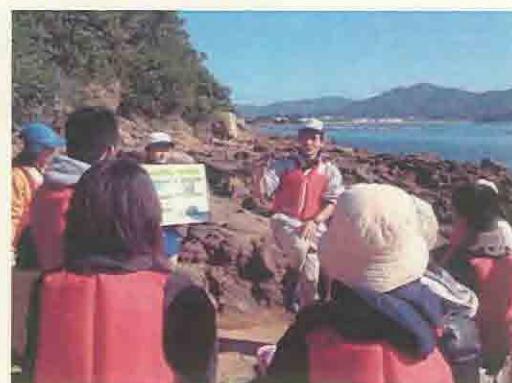
豊かな自然の中での取り組み



具体的な例

- ・原生林と野生動物に出会う
- ・ホエールウォッチング 等

多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み



- ・樹海とコウモリ穴をめぐる
- ・豊かな自然の残る島々の文化や生活を体験する 等

里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活かした取り組み



- ・冬野菜の収穫とまんじゅうづくり体験
- ・生水(湧き水)の郷と水のある暮らし体験 等

3. 地球温暖化対策について

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(平成20年6月13日) による地方公共団体実行計画の拡充

事務事業に関する部分

(従来の地方公共団体実行計画)

- 自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定
(現行法第21条)

地域の温暖化対策に関する部分

(従来のいわゆる地域推進計画)

- 地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特例市における
施策についての計画策定(改正法第20条の3)

地方公共団体実行計画

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定
・庁舎・施設の省エネ対策 等
(現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定)

○以下についての計画策定
・自然エネルギー導入の促進
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
・廃棄物の発生抑制その他の循環型社会の形成
(改正法第20条の3第3項)

○都市計画や農業振興地域整備計画などの施策と連携
(改正法第20条の3第4項)

地方公共団体実行計画協議会による策定
協議・実施の連絡調整
関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画
(改正法第20条の4)

国による支援

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力
(改正法第24条)

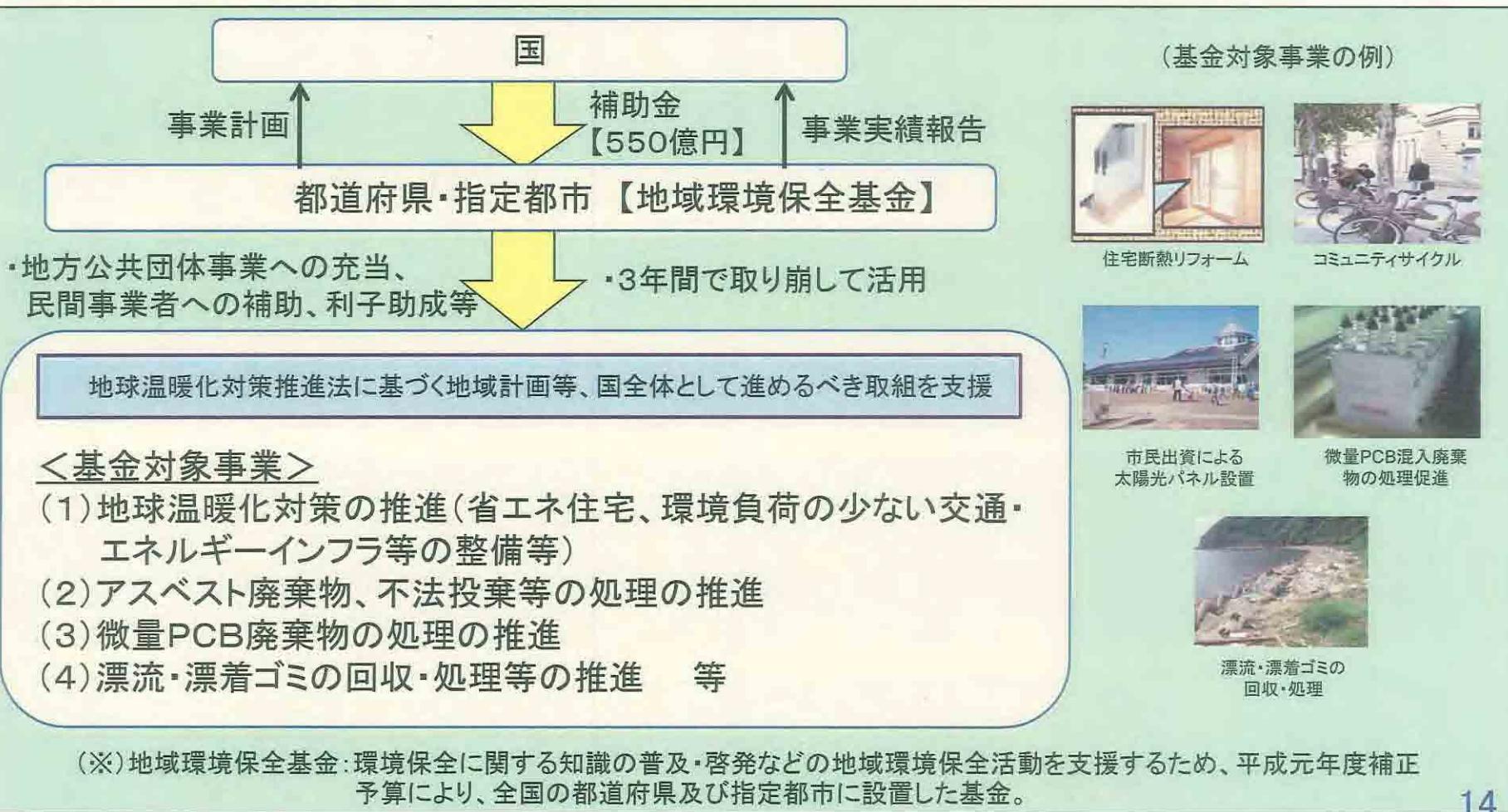
※二重線に囲まれた部分が今回の改正による拡充内容

地域グリーンニューディール基金の創設

(地域環境保全基金の拡充)

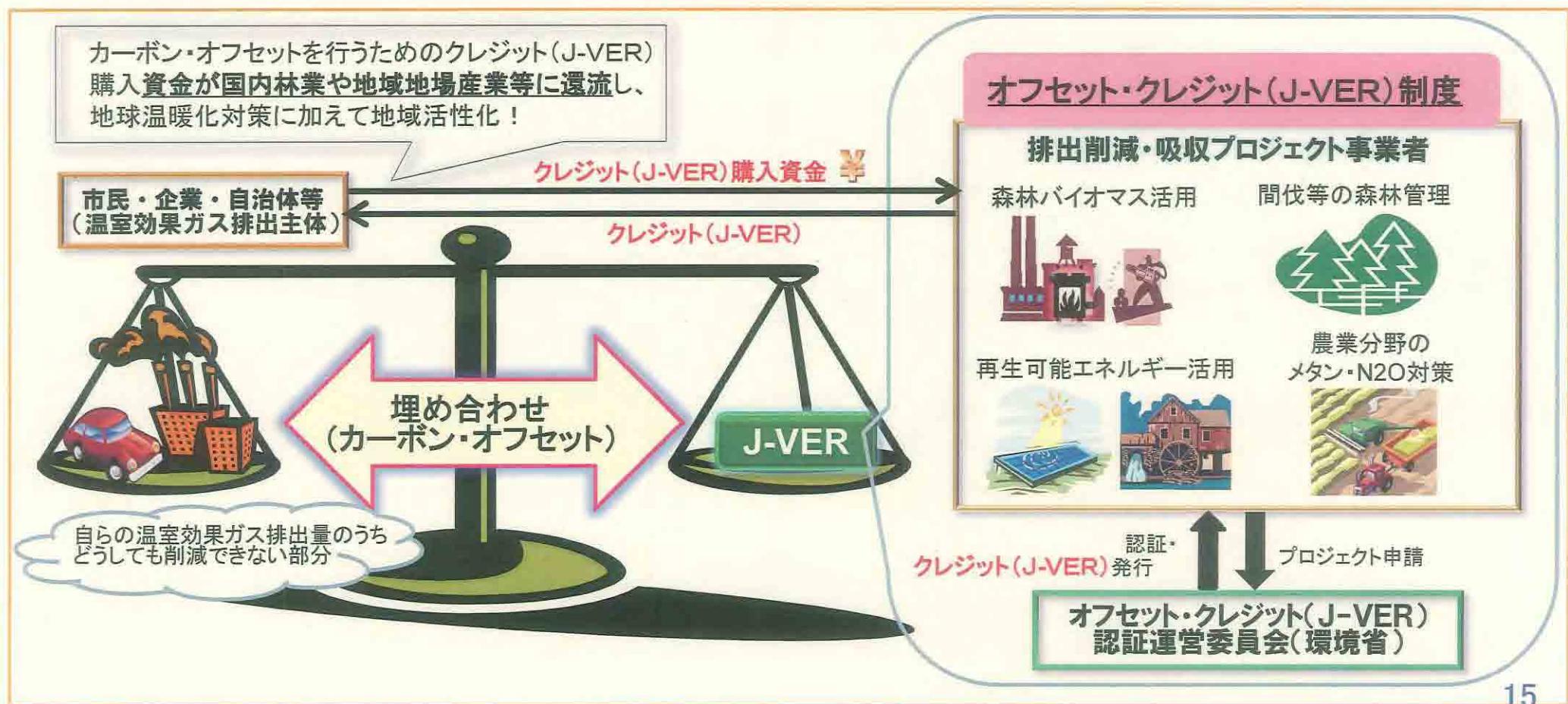
- 平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO₂削減計画の策定を義務付け。
- 地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。
- 都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進



J-VERを活用したカーボン・オフセットとグリーンニューディール

- オフセット・クレジット(J-VER)制度は、国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いることのできる信頼性の高いクレジット(J-VER)として認証する制度。
- J-VERを用いたカーボン・オフセットの仕組みを活用することで、市民・企業・自治体等がカーボン・オフセットを行うための資金(J-VER購入資金)を、地方の森林整備や地域地場産業等の国内の排出削減・吸収プロジェクト事業者に還流させることができる。民間の資金を利用して、地球温暖化対策と地域の雇用・経済対策を一体的に推進することができる新しい仕組み。



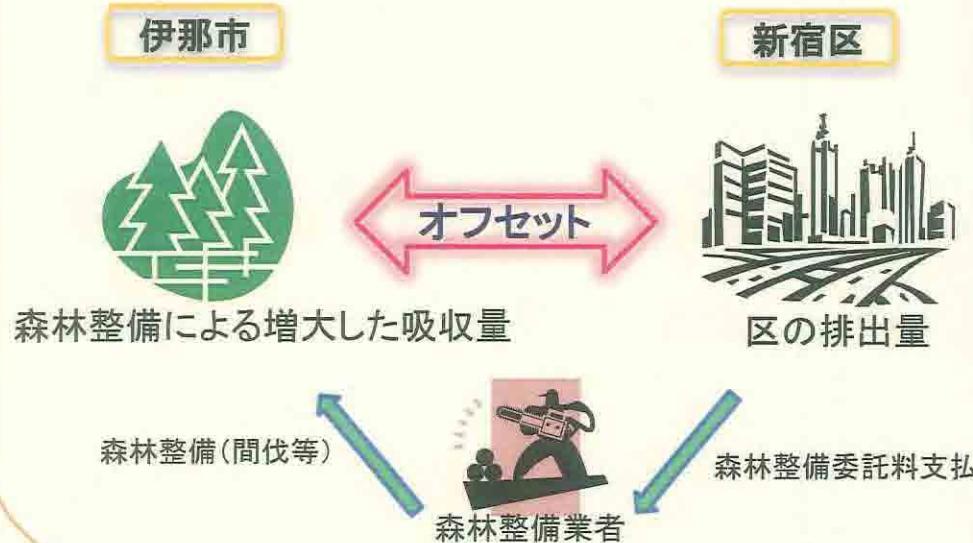
カーボン・オフセットを活用した地域の森林保全対策について

カーボン・オフセットとは？

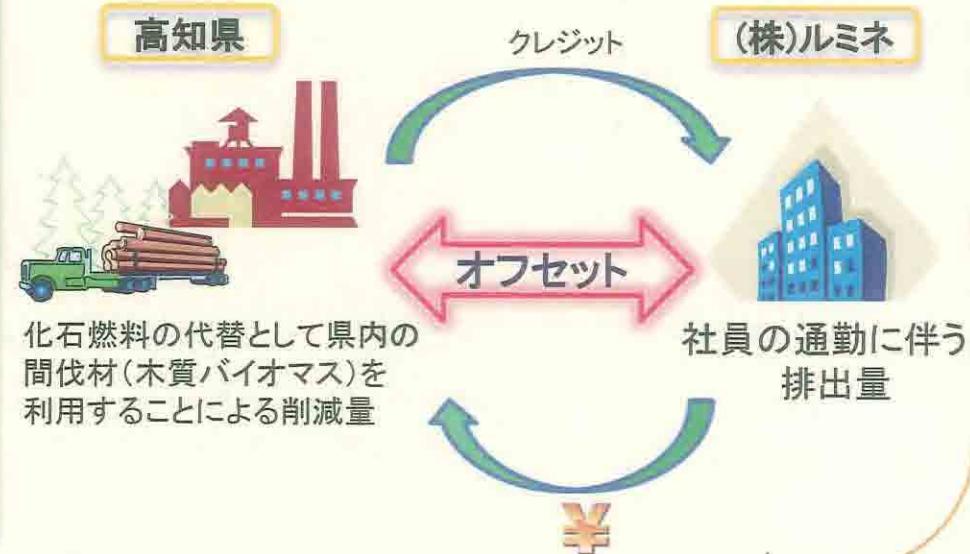
市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量で埋め合わせること。これにより、市民・企業等による主体的な削減活動の実施を促進するとともに、削減プロジェクトの資金調達を促進することが期待できる。

森林保全対策をカーボン・オフセットに組み合わせた事例

森林吸収量を活用した事例 (新宿区ー伊那市(長野県) モデル)



木質バイオマスを活用した事例 (高知県ールミネ モデル)





「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」について

「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の取り組みは、どういうもの？

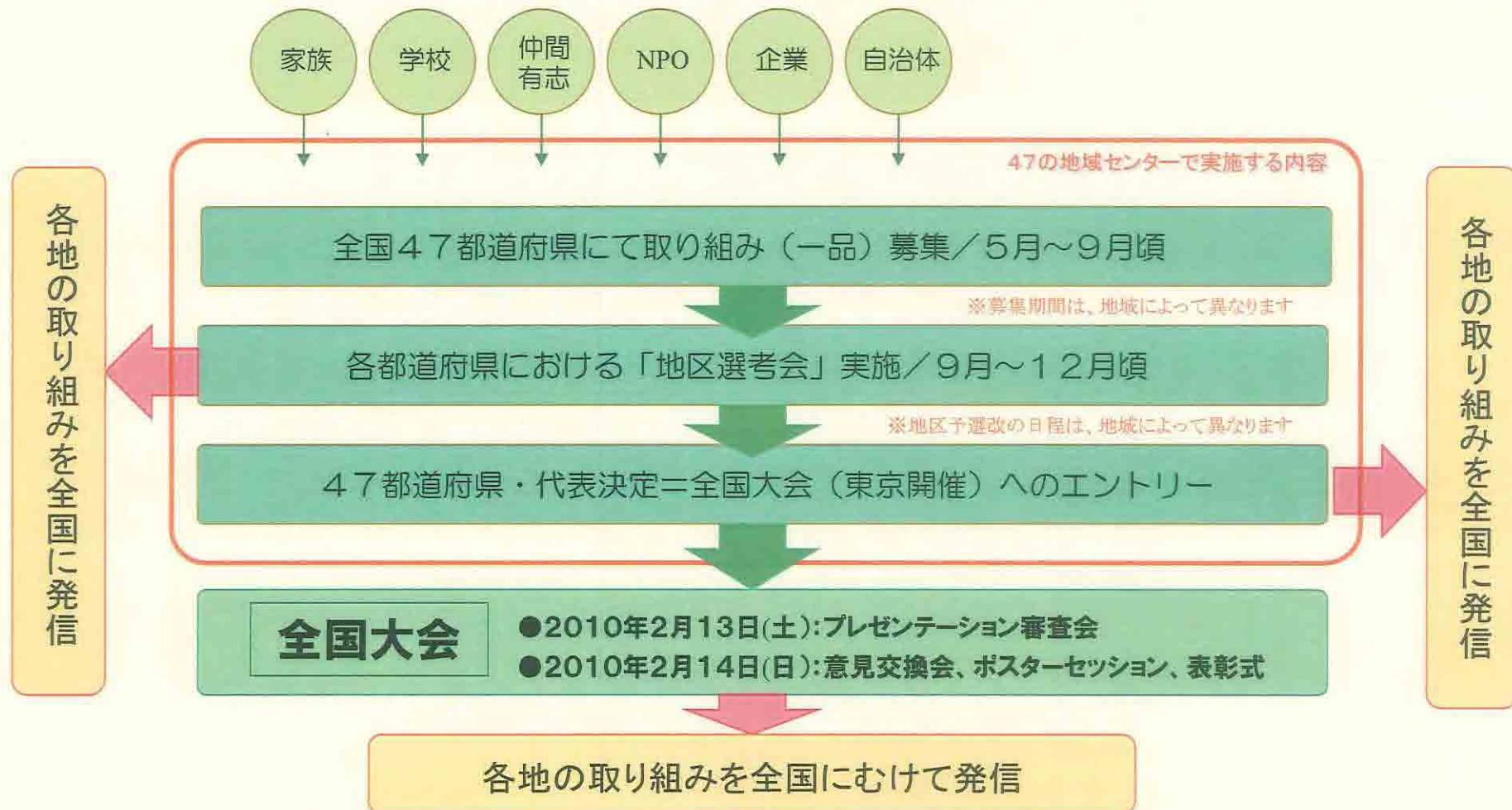


- 「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」とは、日本全国47都道府県の各地域（一村）の創意工夫を活かした“地球温暖化防止”のための取り組み（一品）を掘り起こし、この一村一品の取り組みを全国に広く発信していくことを通じて、その「知恵の環」を広げるとともに、地域の温暖化対策やその活動を盛り上げていくプロジェクトです。
- 「ひとつの県からひとつの取り組みが選ばれる」という、まさに「一村一品」は各都道府県の代表表として2月に行なわれる全国大会で発表し、その場で、低炭素社会づくりにむけた“最先端”的ヒントとして全員で共有するとともに、全国レベルでの取り組み拡大を図っていきます。
- 「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」にエントリーされる方は、ご家族で参加される方から学校のクラスメートどうしやクラブ活動仲間だったり。そしてお母さんパワーいっぱいの有志で集まつたネットワークやグループ、さらにはNPOの方たち、地元の企業の皆さん、地方自治体…などなどその顔ぶれは、とにかく多彩。
- そして47にわたる地域の皆さんのが取り組む「一村一品」も多種多様な内容ばかり。ゴミ減量やリサイクル活動、省エネルギー対策や環境学習など、最も身近な取り組みから、再生エネルギーへのチャレンジや町ぐるみで行なう取り組みまで、ユニークかつ創意工夫に満ちたものばかりです。



「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の全体像

「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」の取り組みの公募・予選から全国大会まで、その全体像は下記のとおりです。





数字でみる「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」

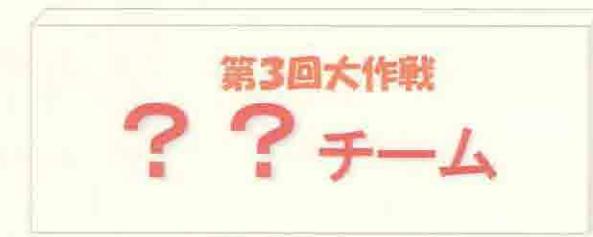
今回で3回目を迎える「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」。毎回、代表になる数は「47」チームと決まっていますが、この取り組みに参加していただいた全国のチームの数は、何と！1000チームを超えていて、それぞれの都道府県の代表になるためには、かなりの競争率から選ばれることとなります。



2008年



2009年



2010年



「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」アーカイブ 2009年・第2回大会・47都道府県取り組み一覧

取り組み名	都道府県	代表団体名	賞
地域の自然エネルギーを活用しよう(灯油利用ゼロで暖房費ゼロ)	京都府	京都市立雲ヶ畑中学校	最優秀賞
雪室をビルトイン、冬の雪で夏に冷房する家	新潟県	雪国住宅研究会(小千谷市)	金賞
高知・農家発~木質ペレットを燃料とする低炭素農業の実践	高知県	農業組合法人 高知バイオマスファーム(安芸郡芸西村)	銀賞
微風でも稼動、可変迎角垂直翼型風力発電機用風車の開発	奈良県	奈良県立王寺工業高等学校(北葛城郡王寺町)	特別賞
バイオマスエネルギーの地産地消(鶴ふん発電ボイラー)	宮城県	南国興産株式会社(都城市)	特別賞
農業・農村地域に無尽蔵に存在する自然エネルギー開発	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合(那須塩原市)	特別賞
広がる地球温暖化防衛軍!いわてバイオディーゼル燃料ネットワーク	岩手県	いわてバイオディーゼル燃料ネットワーク(盛岡市)	特別賞
サンゴの島の「日本そば」プロジェクト	沖縄県	沖縄県立宮古総合実業高等学校(宮古島市)	銅賞
秋田スギでつくる木製ダムで治山防災と温暖化防止に貢献	秋田県	木質土木構造物研究会	特別賞
滋賀県にボテチップス用のじゃかいも産地をつくろう!	滋賀県	カルビー湖南株式会社	審査委員特別賞
エコキッズを育む緑のカーテン。東京から全国へ協働の輪	東京都	NPO法人 緑のカーテン応援団(板橋区)	審査委員特別賞
ウシ・人・地球上に優しいエコ・プロジェクト	兵庫県	兵庫県立播磨農業高等学校	審査委員特別賞
ゴーヤカーテン名所作り	熊本県	みんながたグリーンクラブ(菊池郡菊陽町)	審査委員特別賞
もったいない!食べ残しと使用済割り箸。農地に環(もど)して減CO2	福岡県	楽しい株式会社(北九州市)	特別賞
「いいにしえの技術」は最先端技術、「もったいない!~私たちの活動はこのひとことから始まりました	島根県	特定非営利活動法人 日本古民家研究会(大田市)	審査委員特別賞
MOTTAINAIプロジェクトで広がる高校生のバイオマス研究	山形県	置農MOTTAINAIプロジェクトチーム(置農鷲郡川西町)	審査委員特別賞
収集運搬効率化と専用収集袋による焼却ゴミ抑制によるCO2削減	福島県	会津若松市一般廃棄物協業組合	優秀賞
わらびし回収リサイクル協働活動でCO2削減	富山県	高岡市伏木校下婦人会	優秀賞
「市民家庭系生ごみ減量活動による地球温暖化防止	石川県	加賀市女性協議会	優秀賞
地域産業の課題解決 栗殻の有効利用	岐阜県	岐阜県立恵那農業高等学校(恵那市)	優秀賞
まるごと三重エコ生活!三重モデル	三重県	まるごと三重エコ生活運動協議会	優秀賞
ごみゼロ阿波踊り大作戦	徳島県	ごみゼロ阿波踊り実行委員会	優秀賞
「生ごみを宝に!」持続可能な地域社会をめざして	佐賀県	特定非営利活動法人 伊万里はちがめプラン(伊万里市)	優秀賞
勝校・腐物再生しよう。性世界からでは、エコの環、智慧の輪・ふれLove(あい)の和	長崎県	させぼエコプラザ	優秀賞
過去活動=エコ活動(黒伊佐錦=芋焼酎を巡るエコ活動)	鹿児島県	大口酒造株式会社(伊佐市)	優秀賞
買物で地球温暖化ストップ!?: フードマイレージ買物ゲーム	大阪府	フードマイレージ教材研究会(大阪市)	特別賞
自ら学び自ら考える!青森型!エネルギー環境教育の取り組み	青森県	青森県立三本木農業高等学校(十和田市)	審査委員特別賞
わたしたちのエコスクール北六・エコタウン宮町	宮城県	仙台市立北六番丁小学校6年生	審査委員特別賞
エコ修学旅行 in 洞爺湖	茨城県	茨城県立麻生高等学校(行方市)	優秀賞
コツコツくまさんのエコな毎日「CO2CO2曆(こつこつごよみ)」	群馬県	コツコツくまさんファミリーズ(太田市)	優秀賞
プロサッカーブラジリーグ横浜FCの環境啓蒙活動	神奈川県	横浜FC(横浜市)	優秀賞
みみずリサイクルBOXでごみ減量・黄金の土づくり	和歌山県	NPO法人 地球環境NO1(紀の川市)	優秀賞
沼 エコの群れ! 8つのエコレシピ	広島県	脱温暖化めまくまフォーラム(福山市)	優秀賞
「この地球(ほし)を守り隊」 合い言葉は「れっつエコ!」	山口県	東田布施小学校省エネ環境隊(熊毛郡田)	優秀賞
大学生による地球に根ざしたエコカフェ経営	香川県	香川大学 直島プロジェクト「和cafeぐら」(香川郡直島町)	優秀賞
地球温暖化防止推進ソング「地球にECOしよ!」の普及啓発	愛媛県	南海放送株式会社 & 劇団「みかん一座」(松山市)	優秀賞
2008夢甲子園「勝利の勝ち勝ち拍子木」	大分県	特定非営利活動法人 日本の杉桧を守る会	優秀賞
目指せ!エコスキーチ場。そしてエコビレッジへ	長野県	白馬環境教育推進協議会(白馬エコネット) 北安曇郡白馬村	審査委員特別賞
WAKUWAKU掛川エコプロジェクト	静岡県	NPO法人 WAKUWAKU西郷(掛川市)	審査委員特別賞
杜北公民館!エコまちづくりで深める地域交流の環	福井県	福井市杜北公民館	審査委員特別賞
温暖化対策でまち再生を~最北端から最先端へ~	北海道	稚内新エネルギー研究会(稚内市)	優秀賞
「地域の力」を活かした30世紀につながる持続可能なまちづくり	埼玉県	生活工房つばさ・游(比企郡小川町)	優秀賞
リサイクル自転車を活用したレンタサイクル事業	千葉県	くるくる研究会(習志野市)	優秀賞
元気な子どもたちの保育所共同発電で商店街も元気にしよう!	山梨県	穂積町地球温暖化対策地域協議会(南巨摩郡増穂町)	優秀賞
食料生産の場「農地」を未来に引き継ぐ 葉の花エコプロジェクト	愛知県	田原市・特定非営利活動法人田原葉の花エコネットワーク	優秀賞
レトロな温泉街の食品リサイクルとフードマイレージゼロへの挑戦	鳥取県	三朝温泉観光協会(東伯郡三朝町)	優秀賞
温泉も自然もみんなのもの、地域で支えるEDF事業とエコツアー	岡山県	湯原町(ゆばらまち)旅館協同組合(真庭市)	優秀賞



「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」 アーカイブ2009 第2回大会「一村一品」活動例

最優秀賞

京都府代表「京都市立雲ヶ畠中学校」

二酸化炭素 8割減らす「まき暖房」

地域の自然エネルギーを活用しよう(灯油利用ゼロで暖房費ゼロ)

京都市立雲ヶ畠中学校では、継続的にエネルギー環境教育に取り組み、水力発電、沢水による屋上山水冷却、太陽光と風力発電の電気を利用した教室扇風機の活用など、さまざまな環境への取り組みを行なってきました。また平成16年度からは実験的に薪ストーブの活用を開始し、その利用場所を序々に増やし、平成19年度には、全学年の普通教室の暖房を薪ストーブでまかないました。(これにより削減できた灯油の量は1350ℓ以上)間伐、倒木の搬出、薪割りなどは地元の山仕事サークル「すぎよしたろう」が中心に地域ぐるみで行なっています。

中学校では、単に薪ストーブを使うだけではなく、生徒が自ら屋上に設置した太陽光発電機で扇風機を動かし、夏冬ともに効率よくエネルギーを使うことで、CO₂排出量80%削減に成功しました。



金賞

新潟県代表「雪国住宅研究会」

「雪で冷房、“気持ちイイ”暮らし」

雪室をビルトイン、冬の雪で夏に冷房する家

2006年4月、新潟県小千谷市に雪室をビルトインした住宅ができました。屋根から滑り落ちた雪を3階建て住宅の1階の一角に作りこんだ「雪室」に保存します。この30トンほど貯めた雪は、2階のDK、6畳と8畳の和室などの冷房に使われます。

また雪室の隣には「冷凍室」もあり、この雪冷凍庫では、お米や酒、野菜などを約5度くらいで保存できます。さらに空調は「冷風循環式」なので、お部屋のチリが雪に吸着されて、空気もきれいになり、またアンモニア臭なども、雪に吸収されて、臭いも除去されるなどの効果もあります。



エコツーリズム推進法のあらまし

1.目的(第1条関係)

エコツーリズムが①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の権利に寄与することを目的としています。

2.定義(第2条関係)

- (1)自然観光資源
動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源
- (2)エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに關する知識及び理解を深めるための活動

3.エコツーリズムの基本理念(第3条関係)

- 自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施すること
- 関係事業者は自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として実施すること
- 地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として実施すること
- 環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場としての活用が図られるよう配慮すること

4.基本方針(第4条関係)

- 政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(内容は(1)から(5)までのとおり)を定めます。
- (1)エコツーリズムの推進に関する基本的方向
 - (2)エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
 - (3)エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
 - (4)エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
 - (5)生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たつて配慮すべき事項、その他重要な事項

5.エコツーリズム推進協議会(第5条関係)

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、事業者や地域住民、NPO法人、自然環境や観光の専門家、土地所有者、関係行政機関などで構成するエコツーリズム推進協議会(以下、協議会)を組織することができます。

協議会は、エコツーリズムを推進する地域や実施の方法、対象となる自然観光資源を明らかにする全体構想(エコツーリズム推進全体構想)の作成や関係者の連絡調整を行います。

6.全体構想の認定(第6条、第7条関係)

市町村は、組織した協議会が作成した全体構想について主務大臣(環境、国土交通、文部科学、農林水産の各大臣)の認定を受けることができます。

主務大臣は、認定をした全体構想についてインターネットの利用などにより周知します。

7.特定自然観光資源の指定(第8~10条関係)

市町村長は、主務大臣の認定を受けた全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定し、汚損、除去等を禁止することができます。

また、指定した特定自然観光資源が重く損なわれるおそれがあると認められる場合は、立入りについてあらかじめ市町村長の承認を受けるよう制限をすることができます。

8.活動状況の公表等(第11~16条関係)

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表します。また、協議会の構成員に対する技術的な助言などを行います。

9.エコツーリズム推進連絡会議(第17条関係)

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員で構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るために連絡調整を行います。

10.罰則(第19条関係)

特定自然観光資源が所在する区域内で禁止されている行為(汚損・損傷、ゴミの投棄、騒音、占拠など)を市町村職員の指示に従わないでみだりに行った場合、30万円以下の罰金に処されます。

11.施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行されます。

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



発行 環境省自然環境局総務課
自然ふれあい推進室
所在地 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-3581-3351(代表)

環境省HP <http://www.env.go.jp/>

エコツーリズムのススメ
<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/index.html>

エコツアーグリーン
<http://ecotourism.jp/>



写真提供 ■真善美エコツーリズム協会 ■NPO法人霧多布湿原トラスト ■大崎市田尻総合支所 ■笠原エコツーリズム協議会 ■湖西地域エコツーリズム推進協議会 ■財団法人阿蘇地域振興デザインセンター ■社団法人屋久島観光協会
■新潟市・飯能市エコツーリズム推進協議会 ■富士河口湖町 ■蕨原町エコツーリズム推進協議会 [50音順]



つなげよう
人と人、
人と自然



エコツーリズム 推進基本方針

～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～



はじめに

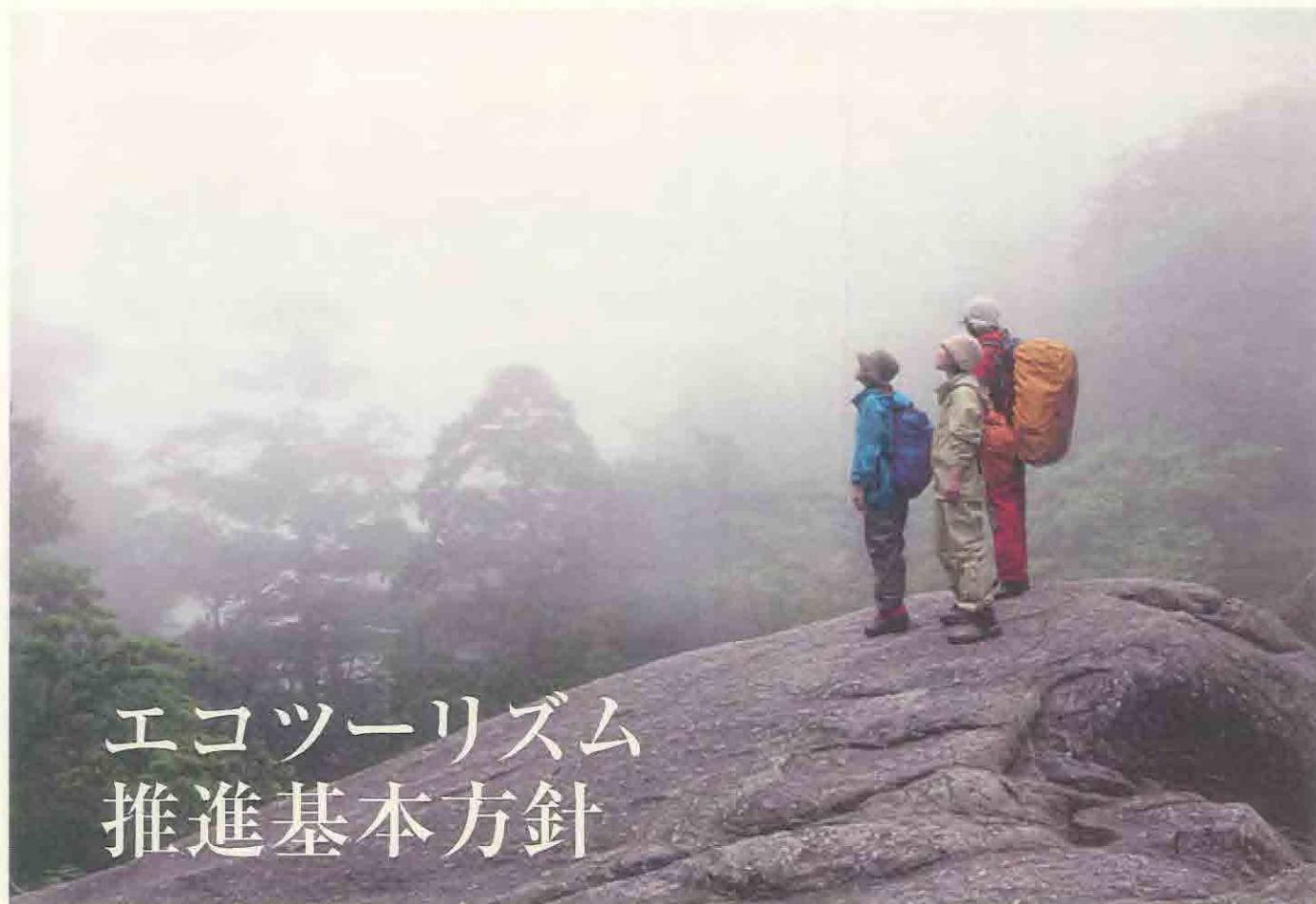
環境問題について、一人ひとりが主体的に積極的に行動を起こしたり、ライフスタイルを見直し、変えていくなど、意識への浸透や行動といった大きな転換まで至っています。これは、自然の恵みにより人も生きているといい実感が決定的に不足しているからだと聞えます。

また、責任感や思いやりの心、自然や伝統文化を大切にする心などの「豊かな人間性」が失われつつあることが懸念されています。

このような問題の解決には、将来を担う子どもたちを始めとしたすべての人たちが、原生的で雄大な自然の偉大さや莊厳さを感じたり、人の暮らしと自然が織りなしてきた里地里山、里海などにおいて、その地域固有の人と自然の「つながり」を五感で感じるような体験をすることが必須です。

地域の自然や文化を保全しながら、観光旅行者に体験させる「エコツーリズム」は、単に一過性の体験にとどまらず、観光旅行者やそれに関わる地域の人々などに地域の自然との「つながり」をもたらします。さらにこの取組は、私たち一人ひとりが地域の環境を介して地球環境とつながる糸口となるのです。また、地域ぐるみの取組は、地域にも「つながり」を生み、地域が元気になっていくことも期待できます。

あなたの地域にも、その素材となるものは必ずあります。そのままらしい素材を活かして、地域環境のため、子どもたちのために、あなたの地域を活用し、発信していくことに挑戦してみませんか。



エコツーリズム 推進基本方針

「エコツーリズム推進基本方針」とは

 2007年、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）が議員立法により制定されました。この法律は、エコツーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的として、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めた法律です。

この法律の規定に基づき、2008年6月6日に「エコツーリズム推進基本方針」が決定されました。

基本方針は、人と自然、人と人の「つながり」を取り戻し、生物多様性を保全しながら元気な社会を作っていくため、エコツーリズムが目指す方向性を示すとともに、地域が推進する際の基本的な事項を定めたものです。



■観光ツアー



■長ぐつトレッキング



■カバタ(湧水を生活の中で利用)

第1章 エコツーリズムの 推進に関する 基本的方向

エコツーリズムを推進する意義は、次の3つの効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことがあります。

- ①利用に関するルールの設定により自然観光資源の劣化を防ぎ、さらにガイドの案内などを通じて楽しみの中で自然への理解を深める「自然環境の保全と自然体験による効果」
- ②自然の魅力そのものに加え、自然と密接に関わってきた生活文化も地域の魅力として見直す「地域固有の魅力を見直す効果」
- ③地域固有の自然観光資源を活用することにより観光の振興や既存の産業との相乗効果、経済波及効果などが期待できるほか、住民が地域に誇りをもつことなどの「活力ある持続的な地域づくりの効果」

エコツーリズムに取り組む上の基本的な視点

4つの理念「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」に沿って地域のエコツーリズムに取り組み、実現していくには、次の3つの視点が基本となります。

【楽しみながら】

“おもてなしの心”を持って観光旅行者に楽しんでいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。



●フィールドガイドツアー

【大切にしながら】

自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方方がエコツーリズムの取組すべてにおける考え方の基盤です。

【地域が主体】

地域を中心として観光旅行者を迎える関連する人たちすべてが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。

エコツーリズムに取り組む上の配慮事項

地域のエコツーリズムを具体的に実現させていくためには、次の点に配慮することも必要です。

【順応的な管理】

事前に「ルール」などを決めてエコツアーや活動に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これらをルールや活動に反映させること

【継続性かつ計画性を持った取組】

目標を持ち、徐々に発展させていくこと

【他の法令や計画などとの整合・連携】

他の法令や関係法令に基づく各種計画などと調整し、調和を保ち、良好な相互作用をもたらすこと



●郷土料理、地産地消との連携



●農業との連携

第2章 エコツーリズム 推進協議会に 関する基本的事項

エコツーリズムを推進しようとする市町村は、関係者に広く参加を呼びかけ、エコツーリズム推進法第5条の規定に基づき、エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができます。



●湿原ガイドツアー

幅広い主体の参加

地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、プログラムの充実や実施による効果の波及、ルールの浸透、利害関係の調整などを図るために様々な主体の連携が必要となります。そのため、協議会には、地域の自然環境や観光活動の状況、農林水産業や農山漁村の活性化との関連などの特性に応じて多様な主体が参加及び連携し、相互に情報を共有するとともに、合意形成を図りつつ、取組を進めていくことが重要です。中でも市町村は、エコツーリズム推進の中心的な役割を担うことが求められます。

*多様な主体とはガイドなどの観光事業者、地域住民、特定非営利活動法人、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者や各種権利を有する者、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する者、関係行政機関、関係地方公共団体など



●里山ガイドツアー

透明性の確保

協議会はその開催などについて原則公開とし、運営に係る透明性を確保することが必要です。より適切な協議会の運営や取組の推進するために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うこと、多様な意見や情報を把握するため、住民を中心とする地域の関係者などを対象としたシンポジウムや説明会の開催などを通して、幅広い主体の意見を取り入れるだけでなく参加の促進についても望まれます。

第3章 エコツーリズム 推進全体構想の 作成に関する 基本的事項



●ザトウクジラ

協議会が作成する全体構想は、基本方針に則して、エコツーリズムを推進する地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護及び育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものです。

エコツーリズムの実施に当たって、対象となる自然観光資源などが損なわれないよう、事前に「ルール」などを決めて「ガイダンス・プログラム」を実施し、自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方が重要です。

ルール

「ルール」には、自然観光資源が損なわれるなどを防ぐため、①罰則のような一定の強制力を必要に応じ持たせるものと、②自主ルールのように関係者間の内発的な取組として実施するものがあり、安全確保や住民の生活への配慮などの目的も必要に応じ検討することが望されます。

モニタリング及び評価

「モニタリング」の実施に当たっては、①原生的な自然の区域では、専門家や研究者などの積極的な関わりを得てよりきめ細かく実施し、②里地里山などでは、ガイドや地域住民などが主体となってモニタリングを行い、その結果を専門家や研究者が評価するなど、地域の自然的・社会的特性に応じて実施することが重要です。

ガイダンス及びプログラム

ガイダンスは、ガイドが直接案内・解説することが基本です。プログラムの企画・実施に当たり、表面的な情報や知識を伝えるだけでなく、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを伝えること、そして、旅行者が楽しみながら自然の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるよう留意することが必要です。

その他エコツーリズムの 推進に必要な事項

エコツーリズムの推進に当たっては、①地産地消の取組など農林水産業をはじめとする関連産業との連携・調和、②他の法令や関係法令に基づく各種計画などの整合、③地域の生活や習わしへの配慮などが必要です。

第4章 エコツーリズム 推進全体構想の 認定に関する 基本的事項

市町村は、協議会が作成した全体構想について主務大臣の認定を申請することができます。主務大臣は、エコツーリズム推進法第6条第2項及び第3項の規定に基づき行います。



●ふゆみずたんぽガイドツアー

認定の基準

認定の基準として、①協議会の参加者や運営方法、その他各種手続きなど全体構想が基本方針に適合すること、②プログラムの実施主体やモニタリングの役割分担など全体構想の内容が確実かつ効果的に実施される見込みがあることといった基準を明示しています。



●カヌー体験

第5章

生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他 エコツーリズムの推進に関する重要事項

地域のエコツーリズムの取組を継続的に推進していくため、生物多様性の確保や子どもの視点に立った取組が重要です。

生物多様性の確保

生物多様性国家戦略の中で、エコツーリズムの推進が位置づけられています。豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化の本来の価値を損なわないよう十分な配慮と価値をさらに高めるような取組が必要です。

他地域からのメダカやホタルの導入などによる遺伝子レベルでの擾乱にも配慮することが必要です。また、里地里山などでは、維持管理活動をプログラムに取り入れることによる生物多様性の回復も期待できます。



ホタルの里づくりツアー



田舎体験ツアー

子どもの視点に立った継続的な取組

潜在的なニーズがある「子ども」の視点が重要であり、ニーズの発掘につながります。また、宝探しやプログラムづくりへの地域の子どもの積極的な関与が地域への誇りや愛着にもつながります。長期宿泊体験など学校教育との連携も重要です。子どもの視点に立った取組は、地域の取組を長続きさせるポイントです。

エコツーリズム推進基本方針の概要

【法律上の位置付け】

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第4条に基づき、政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めることとされており、手続については次のとおり定められています。

- 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めます。（第3項）

- 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聽きます。（第4項）

- 環境大臣及び国土交通大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表します。（第5項）

- 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行います。（第6項）

【概要（主な記述内容）】

はじめに

- 地球環境問題が深刻化する中、人々の主体的な行動やライフスタイルの変革に結びつかないのは、地球とつながっている（自然の恵みで人も生きている）実感が決定的に不足しているためです。

- エコツーリズムは、人と自然のつながり、人と人とのつながりを取り戻し生物多様性を保全しながら元気な地域社会をつくるものであり、観光旅行者や関係する人々が地球環境とつながる糸口になるものです。

- エコツーリズムに取り組む地域への国による認証制度が始まりました。

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

- 推進する意義は、①ルールの設定による自然環境の保全、旅行者や住民などの環境意識が高まり地域の環境から地球環境まで含めた保全に関する行動につながる効果、②地域固有の自然環境や生活文化等の魅力を見直す効果、③観光地としての競争力の向上・新たな観光振興の可能性などに加え持続的な地域づくりに対する意識の高まりや住民の誇りにつながる効果などです。

- 進め方を次のように整理しています。①関係者が話し合い、②地域の宝を再認識・発見し、③宝を大切に磨き、④観光旅行者にうまく伝え、⑤その感動を更に磨く原動力とし、⑥地域の活性化につなげる、という相互に連関する一連の行為です。

- 「大切にしながら」、「楽ししながら」、「地域が主体」という視点が基本です。

- エコツーリズムの推進によって我が国で長期的に目指す姿を明示しています。

- 重点的に取り組むべき当面の課題として、①人材育成、②取り組む地域への支援、③戦略的広報、④科学的評価方法等に関する調査研究、⑤他施策との連携を提示しています。

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

- 「エコツーリズム推進協議会」の組織化に当たっては、①協議会の効率的な運営に配慮しつつ、②特定事業者、地域住民、NPO等、有識者、土地の所有者等、関係行政機関、関係地方公共団体など地域の多様な主体の参加・連携が必要です。

- 協議会は、①原則公開とし、透明性を確保するとともに、②相互に情報を共有し、関係者間の合意形成を図ることが必要です。

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

- エコツーリズムの実施に当たっては、対象となる自然観光資源などが損なわれないよう、事前に「ルール」などを決めて「ガイドンス・プログラム」を実施し、自然観光資源の状態を総合的に「モニタリング」するとともに、その結果を判断的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「適応的な管理」による進め方が重要です。

- 「ルール」には、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、①罰則のような一定の強制力を必要に応じ持たせるものと、②自主ルールのように関係者間の内発的な取組として実施するものがあり、安全確保や住民の生活への配慮などの目的も必要に応じ検討することが望まれます。

- 「モニタリング」の実施に当たっては、①原生的な自然の区域では、専門家や研究者などの積極的な関わりを得てよりきめ細かく実施し、②里地里山などでは、ガイドや地域住民などが主体となってモニタリングを行い、その結果を専門家や研究者が評価するなど、地域の自然的社会的特性に応じて実施することが重要です。

- エコツーリズムの推進に当たっては、①地産地消の取組など農林水産業をはじめとする間連産業との連携・調整、②他の法令や関係法令に基づく各種計画などとの整合、③地域の生活や習わしへの配慮などが必要です。

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

- 全体構想が認定されると、①これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、法的に保護することで、持続的かつ質の高い利用が可能となります。②地域のブランド力が高まり、また国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながるなどの効果が期待されます。

- 認定の基準として、①協議会の参加者や運営方法、その他各種手段など全体構想が基本方針に適合すること、②プログラムの実施主体やモニタリングの役割分担など全体構想の内容が確実かつ効果的に実施される見込みがあることといった基準を明示しています。

第5章 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

- 他地域からのメダカやホタルの導入などによる遺伝子レベルでの擾乱にも配慮することが必要です。

- 里地里山などでは、維持管理活動をプログラムに取り入れることによる生物多様性の回復も期待できます。

- 潜在的なニーズがある「子ども」の視点が重要です。宝探しやプログラムづくりへの地域の子どもの積極的な関与が地域への誇りや愛着にもつながります。長期宿泊体験など学校教育との連携も重要です。

- 有識者からの助言を受けつつ、関係省等での連携を強化します。

自然を守りながら、自然とふれあい、遊び、学ぶ



「エコツーリズム推進法」が
成立了。

さあ、
はじめよう、
エコツーリズム！



エコツーリズム推進法

成立の背景

Ecotourism



平成19年6月に議員立法により
「エコツーリズム推進法」

が制定されました。
平成20年4月に施行される予定です。



エコツーリズムとは

旅行者のみなさんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことを指します。



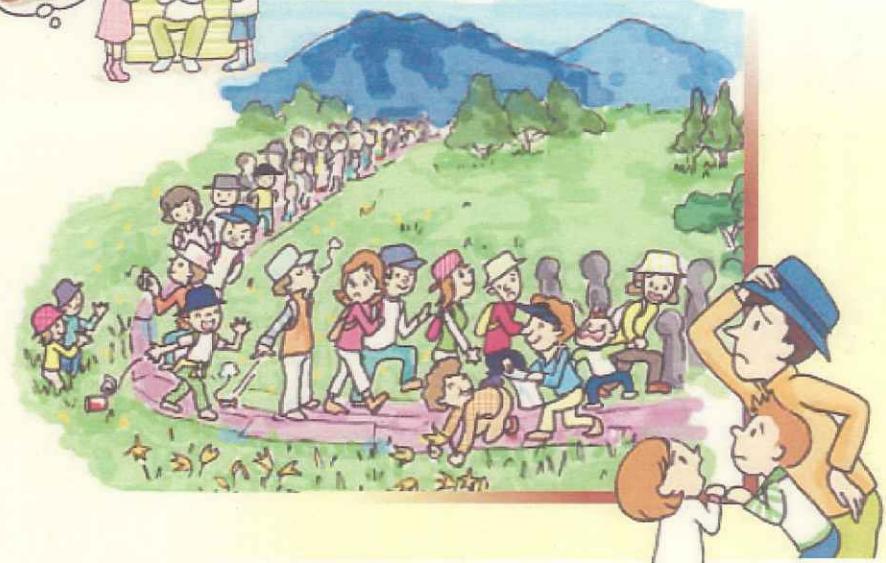
エコツアーでは、ガイドは大きな役割を担っています。旅行者はガイダンスを通して、地域の自然や文化をより深く理解することができます。



これまでの環境省の取組

平成15年11月に環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」が設置され、平成16年6月に我が国におけるエコツーリズムの普及・定着のため5つの推進方策をとりまとめました。

- エコツーリズム憲章：理念をわかりやすく伝えます。
- エコツアー総覧：旅行者とエコツアー実施事業者を結びつけるHPです。（<http://ecotourism.jp>）
- エコツーリズム大賞：エコツーリズムを実践する地域や事業者の取組を表彰しています。
- エコツーリズム推進マニュアル：基本的な手法やポイントをまとめたマニュアルです。
(平成19年度に改定予定)
- エコツーリズムモデル事業：13のモデル地区を選定し、各地区的状況に応じた支援を平成16年度から平成18年度の3年間実施しました。現在は、世界自然遺産地域やその候補地、国立公園等において取り組みを行っています。



事例紹介



軽井沢
観光客を対象に顧客満足度を重視した様々なエコツアーを実施。同時に野生動植物の保護管理等も実践。



西表島
オーバーユース（過剰利用）対策としての
仲間川の保全指定を策定。

エコツーリズム 推進法 の概要



Ecotourism

目的

地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めた法律です。エコツーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的としています。



自然観光資源の定義

自然観光資源の例



事例紹介



屋久島地区（上屋久町、屋久町）
ガイド事業者不行政、オホカ多敷の関係者との話し合いを通じて、エコツアーガイドの登録制度を開始。



佐世保地区（佐世保市）
様々な主体の参加を通じて、エコツーリズムによる地域資源を再発掘、創造セクターを中心とした推進体制を構築。



姫路・北河内地区（姫路市）
事前協議制度による資源の扭張や地域住民の参画意識の高まりが実現し、様々な主体によるエコツアーグループが誕生。

基本理念

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるためには、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を図り、これらをうまく両立させなくてはいけません。法律にはこの四つの項目を基本理念として位置づけています。



地域の観光の活性化に 結びつけましょう



地域への誇りや生きがいの創出の場に 結びつけましょう

自然の大切さを学びましょう



エコツーリズム 推進法 の概要

Ecotourism

国の役割

は、基本理念をもとにエコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めます。
また、地域での取り組みの活動状況の公表や協議会への技術的助言、情報の収集、
広報活動などにより、エコツーリズムを推進していく地域に対して支援を行っていきます。
さらに、市町村から申請された「エコツーリズム推進全体構想」の認定を行います。



エコツーリズム 推進協議会

地域の貴重な資源を
次の世代に残していくう。

どういう風に
自然や歴史文化
あるんだろう?

活用しながら
使っていくには
どんなルールが
いいんだろう?

こんな
ツアーやして、
お客さんと
あてもらおう?

自然が壊れてばか
どうやって尊重しながら
見やっていくう?



市町村長は、協議会が作成した全体構想を主務大臣に報告します。認定を求める場合は、認定を申請します。

市町村の役割

工 ターに係わる事業者、地域住民、NPO法人、専門家、土地の所有者、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する人、団体や団などの関係行政機関など、地域みんなで話し合いの場（エコツーリズム推進協議会）を組織して、自分たちの地域で自然観光資源をどのように守りながら利用していくのかなどをまとめた構想（エコツーリズム推進全体構想）を作成し、運営します。

また、この全体構想に基づき、特定自然観光資源を指定して保護措置などを図ります。



認定申請があった場合は、主務大臣により審査が行われます。主務大臣は基本方針に適合すると認められる全体構想に対して認定を与えます。

全体構想が認定されることでできるようになること

1 地域資源の保護

これまで法的に保護措置が追認されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、騒音、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。

2 立入りの制限

必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができます。

3 広報

国が、認定地域の取り組みを全国にPRします。



事例紹介



小笠原地区（小笠原村）

クジラやイルカなどの野生生物や自然環境の観察に適し、いくつものセミナーなどが運用されている。



高根沢地区（北佐原村）

エコツーリズムカレッジとそれを英語としたツアープログラムの開発



南西地区（高島市）

「砲撃まるごと休憩所」による一括した山林活動や水辺の暮らしに更衣したルール作りにおける話し合いが行われた。

エコツーリズム推進法のあらまし

1.目的(第1条関係)

エコツーリズムが①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2.定義(第2条関係)

(1)自然観光資源

- 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

(2)エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

3.エコツーリズムの基本理念(第3条関係)

- 自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施すること
- 関係事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として実施すること
- 地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として実施すること
- 環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場としての活用が図られるよう配慮すること

4.基本方針(第4条関係)

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(内容は(1)から(5)までのとおり)を定めます。

- (1)エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- (2)エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- (3)エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- (4)エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- (5)生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項。その他重要事項

5.エコツーリズム推進協議会(第5条関係)

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、事業者や地域住民、NPO法人、自然環境や観光の専門家、土地所有者、関係行政機関などで構成するエコツーリズム推進協議会(以下、協議会)を組織することができます。

協議会は、エコツーリズムを推進する地域や実施の方法、対象となる自然観光資源を明らかにする全体構想(エコツーリズム推進全体構想)の作成や関係者の連絡調整を行います。

6.全体構想の認定(第6条、第7条関係)

市町村は、組織した協議会が作成した全体構想について主務大臣(環境、国土交通、文部科学、農林水産の各大臣)の認定を受けることができます。

主務大臣は、認定をした全体構想についてインターネットの利用などにより周知します。

7.特定自然観光資源の指定(第8~10条関係)

市町村長は、主務大臣の認定を受けた全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定し、汚損、除去等を禁止することができます。

また、指定した特定自然観光資源が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合は、立入りについてあらかじめ市町村長の承認を受けるよう制限をすることができます。

8.活動状況の公表等(第11~16条関係)

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表します。また、協議会の構成員に対する技術的な助言などを行います。

9.エコツーリズム推進連絡会議(第17条関係)

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員で構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。

10.罰則(第19条関係)

特定自然観光資源が所在する区域内で禁止されている行為(汚損・損傷、ゴミの投棄、騒音、占拠など)を市町村職員の指示に従わないでみだりに行なった場合、30万円以下の罰金に処されます。

11.施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行されます。



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



国連持続可能な
開発のための教育の10年



2007年9月発行



発行 環境省自然環境局総務課
自然ふれあい推進室
所在地 〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-3581-3351(代表)

環境省HP <http://www.env.go.jp/>
エコツーリズムのススメ
<http://www.try-ecotourism.com/>
エコツアー総覧
<http://ecotourism.jp/>

エコツーリズム大賞

地球と人に優しい旅を!
日本のエコツーリズムの担い手たち



■主催者のことば

第4回エコツーリズム大賞の実施に当たって

1

■審査委員長講評

「第4回エコツーリズム大賞」の選考を終えて

1

第4回エコツーリズム大賞の概要

2

大賞受賞者の紹介

3

優秀賞受賞者の紹介

4

特別賞受賞者の紹介

6

応募団体一覧

8

主催者のことば

第4回エコツーリズム大賞の実施に当たって

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室長 岡本光之



第4回エコツーリズム大賞の実施に当たり、全国各地から数多くの応募をいただきました。改めまして選考委員をはじめとした、関係者各位の御理解、御協力に感謝申し上げます。

昨年6月に議員立法により成立した「エコツーリズム推進法」が、本年4月に施行されました。

本法律は、地域ぐるみの取組により、自然環境やそれに密接に関わる伝統的な生活文化などを保全しつつ活用するエコツーリズムの総合的な枠組みを定めたものであり、本年6月には、エコツーリズム推進法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が閣議決定されました。

また、昨年11月には第3次生物多様性国家戦略が策定され、エコツーリズムの推進が位置付けられるとともに、本年10月の観光庁の設置など、観光立国の推進も加速しています。

エコツーリズムの推進にとって大きな一步を踏み出

した、この記念すべき年に募集いたしました第4回エコツーリズム大賞には、取組をなされている事業者や、自治体、NPO、地域団体等、さまざまな個人・団体から、その意欲的な活動について、多くの応募をいただきました。

今回、受賞された団体をはじめ、応募団体の取組内容を見ますと、地域の牽引者として「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」というエコツーリズムの基本理念や、「エコツーリズム推進基本方針」で示された「大切にしながら」「楽しみながら」「地域が主体」の3つの視点を備えた立派な活動が多くあります。

今後、エコツーリズムを全国で推進していく上で、地域の状況に合わせた各地の創意工夫を発信していくことが重要であり、今回、応募いただいた関係者の皆様のますますの取組、更なる磨き上げを期待しています。

審査委員長講評

「第4回エコツーリズム大賞」の選考を終えて

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 下村彰男



今回、第4回エコツーリズム大賞には67件の応募があり、その中から「飯能市・飯能市エコツーリズム推進協議会」が大賞を受賞されました。自治体（公共団体）が中心となった組織が大賞を受賞したのは初めてのことです。各地域におけるエコツーリズムの展開には、こうした自治体が中心となって推進していくスタイルと、これまでの大賞受賞がそうであったように、民間組織が周辺の諸組織を巻き込みながら展開していくスタイルがあると考えています。

社会の要請や需要に対して「民」が応える形が先行していましたが、平成15年、環境省にエコツーリズム推進会議が設置され、その後のモデル事業をはじめとする事業の実施、そして平成20年4月のエコツーリズム推進法施行といった諸施策の展開が、ようやく公共団体の動きとしても実を結び始めたものと理解しています。実際、地域の協議会や諸協会からの応募も徐々に増えていますし、今回の優秀賞や特別賞にもそうした団体の受賞が例年より増えていることが見て取れます。もちろん、受賞のケースは平成15年以前からも独自の活動展

開をされていたわけですが、諸施策の推進とともに徐々にエコツーリズムに対する理解や共通認識が進み、各地でのエコツーリズム推進組織として大きな役割を果たすまでになってきたものと考えています。

今後は、こうした「公」と「民」とがより強く連携し、さらに総合的な展開をはかっていく必要があります。本賞募集要領の取組み分野に見られるとおり、エコツーリズムは観光、環境保全、地域活性化等を含む総合的な概念です。つまり最終的には、単なる観光ビジネスあるいは環境保全の行政や運動にとどまるものではなく、地域社会の活性化を通して人と（自然）環境とが持続的に共生するための仕組みとして機能していくことが重要です。そのためには、「公」の下支えする力と「民」の活力とが地域の状況に応じてユニークに協働していくことが必要です。各組織がそれぞれに得意分野での活動に磨きをかけるとともに、総合的な展開をも視野に入れ、さらに充実した取り組みとして応募していただくことを期待しています。

第4回エコツーリズム大賞 概要

大賞の趣旨

エコツーリズム大賞は、エコツーリズムに取り組む個人、事業者、団体、自治体などを対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するもので、全国のエコツーリズムに関連する活動の質的・量的向上並びに、エコツーリズム関連情報交換等による関係者の連帯感の醸成を図ることを目的とします。

第4回エコツーリズム大賞の経緯

募集期間：平成20年
8月28日～10月10日
応募総数：67件
表彰式：平成20年11月28日

受賞者一覧



飯能市・飯能市エコツーリズム推進協議会
里地里山の身近な自然と生活文化が「宝物」



越後田舎体験推進協議会

田舎を伝え、心の交流を育む。越後田舎体験

特定非営利活動法人 信越トレイルクラブ

2県10市町村に跨る環境の保全とトレイルの活用を推進

財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

阿蘇地域の自然・景観を守り、人と地域を元気にします



秋田白神ガイド協会

太古の昔から息づく白神の鼓動を後世に伝える森の伝道師たち

稻取温泉観光合同会社

達人や博士と一緒に、魅力たっぷりのツアーを満喫！

マキノ里湖体験ツアー協議会

ブナの森と琵琶湖をつなぐ里山まるごと自然体験

大山・中海・隱岐エコツーリズム協議会

広域エリアの協力と努力で創り上げるエコツーリズム

秋吉台地域エコツーリズム協会

秋吉台の自然・歴史を体験し、カルスト文化、洞窟文化を考える

特定非営利活動法人 おぢかアイランドツーリズム協会

丸ごと活用、おぢかッパー！人間力で大いなる挑戦！



表彰式

審査委員

審査委員長

下村 彰男 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

奥山 隆哉 社団法人 日本旅行業協会理事・事務局長

海津 ゆりえ

特定非営利活動法人 日本エコツーリズム協会理事

桜井 義維英

特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会理事

佐藤 博泰

松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科

学科長・教授



飯能市・飯能市エコツーリズム推進協議会 里地里山の身近な自然と生活文化が 「宝物」

埼玉県飯能市

講評

エコツーリズム推進モデル地区として指定されて以来、市が中心となり地域住民と一緒にエコツーリズム推進に向けて精力的な活動を行っている。基本方針の一つとして「自然と文化の保全・再生」を掲げ人と自然とのふれあいを通して自然環境と地域文化の保全・再生に取り組むとともに、市内の住民団体やNPOが数多くのエコツアーを企画実施することを促し、住民が地域を再認識し誇りや愛着を育んで地域の活性化に結びつけることにも取り組んでいる。その他協議会でツアーの内容について予備審査を行い、エコツアーの質を確保するための仕組みを確立していること、ガイド養成講習会を行い、人材育成やガイドのスキルアップにも力を入れていることなど、地域ぐるみでエコツーリズムを総合的に推進し、全国の先導役となっていることが評価される。



応募の概要



ツアーの質を確保するための仕組みの確立、「すべての地域と人の参加」を掲げ、地域住民とともに宝物を掘り起こし、100を超えるエコツアーを企画、実施。

受賞の言葉

エコツーリズム大賞の受賞は、市と市民が一体となり数多くのエコツアーを企画・実施し、市民が自分のまちに改めて誇りや愛着を持つに至ったことなどが評価されたものだと思います。今後も、自然環境や歴史文化を守りながら、そこに暮らす人が地域の魅力を再発見し、地域の活力につながる「エコツーリズムのまち飯能」をアピールしていきたいと考えています。(飯能市長 沢辺灘壱)



エコツーリズム大賞の受賞は、地域住民、行政、エコツーリズム推進協議会、そしてエコツアーに参加してくださったお客様など、飯能市のエコツーリズムに係わるすべての人々への激励と考え、これを機会に、より一層の精進を重ねていきたいと思っております。(飯能市エコツーリズム推進協議会会長 犬井正)

活動内容



推進協議会および市が中心となり、基本方針や推進組織、ツアーの質を確保するための仕組みを構築するとともに、「すべての地域と人の参加」を掲げて、地域住民とともに、身近な自然資源や地域の人々の生活の知恵、衣食住の技術などの「宝物」を掘り起こし、市内の住民団体やNPOがエコツアーを企画・実施している。さらに、ガイド養成のための「オープンカレッジ」や情報交換の場としての「活動市民の会」を設置するなど活発な活動を展開し、知名度がアップするとともに、地域活性化に寄与している。



組織の沿革

代表者名：市長 沢辺灘壱
会長 犬井正
設立：飯能市エコツーリズム推進協議会
2005年5月12日
所属人数：25名

連絡先

〒 357-8501
埼玉県飯能市大字双柳1-1
Tel: 042-973-2123
e-mail: eco2@city.hanno.saitama.jp
Web: http://hanno-eco.com/

優秀賞

越後田舎体験推進協議会

田舎を伝え、心の交流を育む。
越後田舎体験

新潟県上越市

講評

田舎体験推進協議会が中心となり、行政、エージェント、地域の観光施設、地区コーディネーターなどの連携のもと、実施体制が充実していることが評価される。さらに、単なる農業や林業などの体験だけでなく、昔の暮らしを見直した生活の知恵や自然エネルギーの大切さを伝えたり、森林保全管理の現状について説明するなど、環境保全の取組も行っている点や、それが、地域の人の生きがいや自信になり、地域の原風景や文化的継承につながっている点が評価される。



応募の概要

新潟県上越市・十日町市において、地域の人人がインストラクターとなり、自然と共に生きる日本の暮らしを伝え、田舎体験・交流を推進。

活動内容

新潟県上越市と十日町市を活動エリアとし、棚田などの日本の原風景が残るこの地域に、「田舎を持たない人々」を招き、自然と共に生きてきた日本の暮らしを伝えるため、自然体験、農林漁業体験、地元の料理、工芸、雪国体験など100以上のプログラムと資料を提供し、地域の人人がインストラクターとなって「体験・交流」を進めている。これらの体験の受け入れが地域の活力となり、自らの暮らしを伝えることが生きがいや自信となっている。



組織の沿革

代表者名：村上雅巳
設立：1999年9月
所属人数：58団体

連絡先

〒942-0411
新潟県上越市安塚区安塚722-3
Tel: 025-592-3988
e-mail: taiken@yukidaruma.or.jp
Web: <http://www.yukidaruma.or.jp/taiken/>

優秀賞

特定非営利活動法人 信越トレイルクラブ 2県10市町村に跨る環境の保全と トレイルの活用を推進

長野県飯山市

講評

前回の特別賞受賞後、平成20年9月に全長80kmに渡る信越トレイルを開通させるとともに、継続して自主ルールの作成やガイド等の全体的な管理に取り組み、さらにエコツアーオンターにおけるガイドと参加者の比率についての配慮、猛禽類の調査等の生態系保全管理システムを充実させ、トレイルを舞台に地域資源の保全と利用について広域的かつ積極的に活動していることが評価される。また、関係行政機関やボランティア等との協力体制構築、学校との連携へと取組が発展している点にも期待される。



応募の概要

調査段階から 8 年目の平成 20 年 9 月、全長 80km の信越トレイル全線開通。延べ 2000 名のボランティアの手作業によって再整備し、長野・新潟両県の地域間交流が再開。

活動内容

長野・新潟県境にまたがる関田山脈の旧道・古道を、延べ 2000 名ものボランティアの手作業によって再整備し、新たにトレッキングコースとして活用している。このことが、地域間交流や住民による地域資源・自然資源の認識・



発掘・保全を促し、さらに地域経済への効果という広域活性への動きと繋がっている。また、「信越トレイルの利用と保全に関する検討委員会」を設置し、トレイル全線での環境調査や猛禽類の調査とともに、ガイドライントレッキングルールの策定を行っている。



組織の沿革

代表者名：小山 邦武
設立：2003 年 9 月
所属人数：22 名
(常勤事務局員 4 名含む)、会員 350 名

連絡先

〒 389-2601
長野県飯山市照岡 1571-15
なべくら高原・森の家内
Tel: 0269-69-2888
e-mail: office@s-trail.net
Web: <http://www.s-trail.net/>

優秀賞

阿蘇地域振興デザインセンター

熊本県阿蘇市

阿蘇地域の自然・景観を守り、人と地域を元気にします

講評

「阿蘇自然案内人」による地域の自然・歴史・文化の紹介を充実させているだけでなく、農家民宿や農家レストラン、農業体験などを通して、地元住民と交流したり、商店街や温泉街などで食べ歩きや散策を楽しんだりするなど、地域の生業や日常的な生活と結びつけた事業を活発に展開していることが評価できる。また、関係省庁が連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施においてエコツーリズムも連携させ、子どもに対する教育にエコツーリズムを取り入れているなど、新たな展開にも期待される。



応募の概要

阿蘇の大自然や農村、商店街などでお客様にゆっくりのんびり時間を過ごしてもらう地域づくりを推進。

活動内容

阿蘇の大自然や農村、商店街などのんびり時間を過ごしてもらう地域づくり「スローな阿蘇づくり・阿蘇カルデラツーリズム」を推進し、従来の日帰り型観光地から滞在型交流観光地への転換に取り組んでいる。景観・環境

保全などを通し、県境を越えた広域連携事業等を推進している。また、関係省庁が連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」に取り組み、阿蘇の大自然のすばらしさと農業との密接な関係について、子どもたちに学んでもらえるようなメニューの開発等を実施している。



組織の沿革

代表者名：今村 輝昭
設立：1990 年 5 月
所属人数：6 名（専従職員 2 名、
市町村からの派遣職員
4 名）

連絡先

〒 869-2612
熊本県阿蘇市一の宮町宮地 2402 阿蘇総合庁舎内
Tel: 0967-22-4801
e-mail: info@asodc.or.jp
web: <http://www.asodc.or.jp>

特別賞

秋田白神ガイド協会

太古の昔から息づく白神の鼓動を後世に伝える森の伝道師たち

講評

ガイド組織が中心となって、地元・藤里町および商工会と連携し、精力的に活動している点や、自然環境保全の一環としてガイド料の5%を積み立て、木道の整備などを実施していることが評価される。白神山地におけるエコツーリズムの先進的役割が期待される。

活動内容

白神山地やその周辺にある観光資源を護りながら活用する「エコツーリズム」を平成16年から推進している。以前から地元ガイドの活動はあったものの協会は存在しなかつたため、「秋田白神ガイド協会」を設立し、エコツーリズム推進が加速している。



組織の沿革

代表者名：鎌田孝一
設立：2007年1月13日
所属人数：18名

連絡先

〒 018-3201
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町農林商工課
Tel: 0185-79-2111 e-mail: kankou@town.fujisato.akita.jp
Web: http://business4.plala.or.jp/sirakami/



静岡県東伊豆町

特別賞

稻取温泉観光合同会社

達人や博士と一緒に、魅力たっぷりのツアーを満喫！

講評

観光協会が中心となって興した合同会社であり、平成19年には第3種旅行業を取得、さらには第2種旅行業を取得し、地元からの発信を強化するとともに、漁協や地権者を巻き込みながらエコツーリズムの推進を行っているなど、従来の温泉観光地にエコツーリズムの手法を組み入れて観光を推進している点が評価される。

活動内容

伊豆の稻取温泉は、旅館主導型の温泉観光地だが、自然や地域の独特的な文化、伝統にも着目し、住民自らが魅力的な資源を活用したエコツアーの実施など、住民自らが継続的に事業化を図っている。来訪者が地元の人とともに魅力を味わうことができる仕組みづくりに取り組んでいる。



組織の沿革

代表者名：加藤昌利
設立：2007年9月27日
所属人数：社員60名
従業員3名

連絡先

〒 413-0041
静岡県賀茂郡東伊豆町稻取 2829-1
Tel: 0557-95-1157 e-mail: isk@mbs.sphere.ne.jp
Web: http://www.inatorionsen.or.jp



滋賀県高島市

特別賞

マキノ里湖体験ツアー協議会

ブナの森と琵琶湖をつなぐ里山まるごと自然体験

講評

琵琶湖畔で活発になっているエコツーリズム推進の動きの中でも早くから取り組んでいた団体である。伝統食の提供・解説など生活文化との関わりを重視し、長く活動を行っている点や地域ぐるみで活動をしている点などが評価される。

活動内容

琵琶湖畔のマキノでは、豊かな地域社会を築くことを目的とし、地域の人々自らが歴史や生活文化等の地域資源に気付き、活かすとともに、活動を継続的に実施していくことが重要であるとの考えから協議会を設立し、マキノでしか体験できない本物の体験ツアーを実施している。



組織の沿革

代表者名：谷口良一
設立：2006年4月1日
所属人数：20人(団体10団体
個人10人)

連絡先

〒 520-1813
滋賀県高島市マキノ町高木浜1-14-2
マキノまちづくりネットワークセンター
Tel: 0740-28-8002 e-mail: machinet@ex.biwa.ne.jp
Web: http://nature-makino.sakura.ne.jp/



特別賞

大山・中海・隱岐エコツーリズム協議会 広域エリアの協力と努力で創り上げるエコツーリズム

鳥取県米子市

講評

県・地域ぐるみで活動を行っている。行政と事業者が協働し、エコツアープロデューサー養成講習会等を行い人材育成にも力を入れている。山から海までの自然資源や温泉を活用しての地域おこしの意味も含め、広域な範囲で活動を行っている点が評価される。

活動内容

大山とその山麓、海をエリアとして、豊富な自然や水、歴史資源を活用したエコツーリズムの推進を地域ぐるみで行っている。鳥取県、8市町村に加え、皆生温泉の旅館組合や観光協議会などが連携し、地域全体でエコツーリズムに対する共通意識を持ち、事業を展開している。



組織の沿革

代表者名：柴野 審史
設立：2007年4月
所属人数：5団体、2企業、
2NPO法人、
5個人

連絡先

〒 683-0001
鳥取県米子市皆生温泉 3-1-1
Tel: 0859-35-6785 e-mail: kaike-nature@shore.ocn.ne.jp
Web: http://eco.daisenking.net

特別賞

秋吉台地域エコツーリズム協会 秋吉台の自然・歴史を体験し、カルスト文化、洞窟文化を考える

山口県美祢市

講評

地域資源を活用し、自然科学や文化などについて深い知識を持った人々が集まり活動しているとともに、ツアー収益金の一部を自然修復事業に使用するなど地元資源の活用と保全を行いつつエコツアーを精力的に実施していることが評価される。

活動内容

日本最大のカルスト台地を誇る秋吉台地域をフィールドとして、地域の自然歴史・文化をテーマに、多様な主体の参画と連携によりエコツアーを実施している。地域の特性を生かしたエコツアーを確立し、地域振興の原動力となることを目指している。



組織の沿革

代表者名：庫本 正
設立：2007年6月7日
所属人数：38名と8団体

連絡先

〒 754-0511
山口県美祢市秋芳町秋吉 3506-2
美祢市総合観光部観光振興課内
Tel: 0837-62-0304 e-mail: karusuto@karusuto.com
Web: http://www.karusuto.com



特別賞

特定非営利活動法人 おぢかアイランドツーリズム協会 丸ごと活用、おぢかッパワー！人間力で大いなる挑戦！

長崎県小値賀町

講評

農業、漁業の体験や、シーカヤック、トレッキングなど地元住民をはじめとする関係者の協力のもと、多岐にわたるプログラムを実施するとともに、海外からの参加者も精力的に受け入れ、国際交流プログラムも充実しているなど、活動が活発であることが評価できる。

活動内容

半農半漁の暮らしを営んできた「島の地域資源をそのまま丸ごと」生かした民泊、エコツアー、自然・文化体験を開催している。「観光を島の産業に」をモットーに、「自立経営・通年営業」ができる事を目指している。



組織の沿革

代表者名：小辻 隆治郎
設立：2007年2月
所属人数：理事・役員8名、
職員9名、正会員100名、
賛助会員50名

連絡先

〒 857-4701
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2791-13
Tel: 0959-56-2646 e-mail: info@nozakijima.jp
Web: http://www.nozakijima.jp



応募団体一覧

取組分野：
A. ガイダンスの手法 B. 環境保全の取組 C. 地域活性化の取組 D. その他の取組

県道名	名称	取組分野	取組の概要	実施地域
北海道	北海道網走支庁	A,B,D	地球温暖化防止や環境保護の大切さを理解することを目的とした、小学生対象の流氷、知床の自然に触れるツアーを実施。	知床、網走市
	山崎山森林セラピー推進会	A,B,C,D	全国民間初の森林セラピー基地として認定された、釧路湿原国立公園内の「山崎山林」を運営管理。森林セラピーガイドの養成、ボランティアによる森林づくり、地元事業者等との連携等。	知床、網走市
	株式会社 満駒荘	A,B,C	周辺散策マップの配布。景観に配慮し、省エネ・エコシステムを利用した、町民無料の日帰り浴場を運営。	上川郡
	ゆっくりする北海道	A,B,C	「おいしく・楽しく・学べるエコツアー」をスローガンに、食農教育型エコツアーを実施。地元ガイドによるインタークリー制度を導入。	北海道全域
	特定非営利活動法人 クッチャロ湖 エコワーカーズ	A,B,C,D	クッチャロ湖周辺フィールドにて様々なエコツアーを実施し、企業価値向上活動や学生研修とのタイアップツアーも実現。	クッチャロ湖畔及びその周辺地域
青森県	白神ブナ植樹フェスタ in 赤石川実行委員会	A,B,C,D	白神山地内でブナの種を拾い、苗に育て、植樹祭を実施。みちのく銀行と提携した「エコ定期預金」を実施。	白神山地
岩手県	二戸市 楽しく美しいまちづくり推進委員会	A,B,C,D	「宝さがし」を基礎に、雑穀や漆、町並み、歴史などを活用した地域づくりに取り組み、宝めぐりツアー等を実施。	旧二戸市
	特定非営利活動法人 体験村・たのはたネットワーク	A,B,C,D	子供向けイベントや新プログラムの質的向上を図り、地域住民と協力した環境保全と郷土理解を深め、全村的な住民参加活動へ場を広げている。	田野畠村村内
秋田県	秋田白神ガイド協会	B,C,D	ガイド養成とともに、自然環境保全活動の一環としてガイド料の5%を積み立て、木道の整備等を実施。	白神山地(秋田県側)
埼玉県	飯能市・飯能市エコツーリズム推進協議会	A,B,C,D	ツアーの質を確保するためのエコツアー事前協議制度の導入、「すべての地域と人の参加」を掲げ、地域住民とともに宝物を掘り起こし、100を超えるエコツアーを企画、実施。	飯能市
	株式会社 JTB 関東	A,B,C,D	「地球に優しい靴で行きたい」をコンセプトに、旅をしながらエコロジーを考える機会を提供するツアー・プログラムを実施。	国内外
千葉県	鈴木英雄	A,B,C,D	「サハリン自転車ツアー」、将棋をアレンジしたゲームの開発・体験イベント、「地球・環境・温暖化・ゲーム」体験イベント等を実施。	国内外
	特定非営利活動法人 ワイルドアースプロジェクト	A,B,C,D	日本の子どもたちを対象とした、異文化交流と地球環境保護教育のためのサマーキャンプを実施。	アメリカ合衆国ワシントン州オカノゼン郡
東京都	日本生活協同組合連合会	A,B,C,D	生協版グリーンツーリズム「グリーンライフ」を展開し、親子を中心に、体験を楽しみながら、食と環境の大切さを伝えている。	長野県、岐阜県
	フットツーリングクラブ	B,C,D	外国からの視点で掘り起した、外国人に日本をじっくり歩いて旅をしてもらうためのコースを設定。	新潟 長野 山梨 神奈川 静岡
	株式会社 日本エコツーリズム プランニングサービス	B,C,D	国内事業者、団体等との共同による中国内モンゴル、ボルネオ等における砂漠緑化と熱帯雨林保護の支援ツアーを実施。	国内外
新潟県	越後田舎体験推進協議会	A,B,C	地域の人がインストラクターとなり、自然体験、農林漁業体験、地元の料理、雪国体験など100以上のプログラムと資料の提供。	上越市、十日町市
福井県	小原 ECO プロジェクト	B,C,D	地域住民の同意を得て、年間6000人の登山者から地域環境保全協力金を求め、その収益を登山道整備や外来種対策等に活用。	勝山市北谷町小原地域
山梨県	富士山登山学校ごうりき	A,B,C,D	英語対応スタッフの採用、少人数制のツアーの実施のほか、紙芝居や実験を用いたインタークリーションやモニタリング評価を導入。	富士山全域
	特定非営利活動法人 富士山自然学校	A,B,C,D	山中湖村へのボランティアインストラクター養成講座開催の提言、同インストラクター認定制度を設けた。山中湖村エコツーリズム推進協議会を設置。	山中湖村周辺地域
	やまねミュージアム	A,B	36年の研究成果をもとに、やまねプログラムを実践し、アニマルパステウェイの提案・推進、世界各地での応用化を果たしている。	北杜市
長野県	Eco-Stay TOSS	A,B,C	エコ箸、栽培方法や地産地消にこだわった食材を提供。毎朝開催する自然観察散歩、環境、身体、食をテーマとしたセルフエコツアーなどを実施。	霧ヶ峰 車山
	おんたけアドベンチャー	A,B,C	長野県西部地震による災害で形成されたせき止め湖でのツアーを実施。災害の脅威と自然環境の回復を見て、自然との関わりを伝えている。	王滝村自然湖
	松本市健光(健康+観光)ツーリズム事業	A	中高齢者向けのウォーキングや健康食の提案などを地元信州大学や松本大学と連携して実施。	松本市奈川地区

応募団体一覧

取組分野:

A. ガイダンスの手法 B. 環境保全の取組 C. 地域活性化の取組 D. その他の取組

県・都道府県	名称	取組分野	取組の概要	活動地域
長野県	特定非営利活動法人 霧ヶ峰基金	A,B,C,D	霧が峰を巡るエコツアーや実施、快適な登山道保持の提案、水質・植物相の調査、協働ごみ拾いウォークや子供向けプログラムなどを企画・実施。	霧ヶ峰高原
	茅野エコツーリズム協議会	D	平成20年6月に「茅野エコツーリズム協議会」を発足。初年度事業として「エコツーリズムチャレンジ2008INふるさと」の事業活動に取り組んでいる。	茅野市
	特定非営利活動法人 信越トレイルクラブ	A,B,C,D	全長80kmの信越トレイル全線が開通。信越トレイルクラブ登録ガイドの養成、派遣している。ガイドレシオは安全や環境配慮からガイド1人に対して利用者10人。	関田山脈全域
	愉快な仲間たち	C	各地域づくり団体が連携した組織。地域資源の情報収集とプログラム作り、語り部の活躍の場作りと育成等を実施。	飯田市
岐阜県	特定非営利活動法人 ひだ位山ふるさと学校	A,C	体験ツアー「源流・田舎暮らし入門」を実施し、源流の自然と里の暮らしの一端に触れる機会を都市住民の提供。	飛騨一之宮
静岡県	株式会社ミダック	B,D	富士山の清掃活動、産業廃棄物処理施設見学を行い、さらにカーボンオフセットの考えを付加した、小中学生対象の「富士山エコツアーア」を実施。	富士宮市
	稻取温泉観光合同会社	A,B,C,D	地元の達人等によるガイド、伝統的な力ニ漁体験など住民自らが魅力的な資源を活用、事業化を実施。	東伊豆町稻取地域
三重県	三重県観光開発株式会社	A,C	通常気軽に楽しめるエコウォーキングコースの設定、40年にわたる「自然教室」を実施。自然観察指導員の資格取得を奨励。	伊勢市
	海島遊民くらぶ (有限会社オズ)	A,B,C,D	島民に対するマナーなどのルールを、海中で出会う海女にも適用し、海女作業の見学という鳥羽ならではのシユノーケルツアーを実施。	鳥羽市、伊勢志摩国立公園内
滋賀県	早崎ビオトープ ネットワーキング	A,B,C,D	日本最大のビオトープ実験地を活用した水棲生物、コハクチョウの観察会などを開催。グリーンツーリズムの提案・実施にも取り組んでいる。	早崎ビオトープ実験地
	有限会社 地域観光 プロデュースセンター	C,D	滋賀ならではの地域資源を活かしたエコツアーや企画、地域住民の受入参画による体験・交流型エコツアーや企画・実施。	滋賀県全域
	針江生水の郷委員会	A,B,C,D	「かばた」の暮らしや環境保全の大切さを地域内外に発信するためエコツアーや実施。地域通貨の活用や、地元産品を使った特産品開発を行っている。	高島市
	マキノ里湖体験ツアー協議会	A,B,C,D	伝統食の提供・解説など、マキノ地域での生活文化との関わりを重視している。活動を継続的に実施していくため協議会を設立し、地域ぐるみで活動している。	高島市 マキノ町内
京都府	柿の木山	B,C	「自然・エコ・田舎」をキーワードに遊び心を加えた田舎体験を企画。首都圏の学校の環境学習として利用されている。	南丹市美山町
	大原野のフジバカラマを守る会	A,B,C	大原のフジバカラマを復活させるため、保全、保護活動に取り組んでいる。地元企業、教育機関と協力したイベントも展開。	京都西山地域
	スイス村体験交流宿泊施設 風のがっこ京都	A,B,C,D	再生可能エネルギー施設を活用した、体験型環境学習と自然体験などをプログラム化したエコツアーや実施。	丹後半島 および 太鼓山周辺
	北桑の森 / ガイドウォーク	C,D	天然杉と落葉広葉樹の混生林を中心にガイドウォークを実施。地元食材を使った昼食弁当をガイドウォークに取り入れ、地域の食文化等を紹介。	京北片波川源流域
大阪府	株式会社農協観光 西日本グリーンツーリズム支店	A,B,C,D	田舎での農業体験ツアーや実施。地域特有の匂を感じ、五感を使った体験を取り入れた企画を提供。クイズなどを取り入れ食と農について楽しく知る工夫を実施。	近畿・中国・四国
	アロマテラピー & ハーブ MaNa	A,C,D	アロマテラピーの精油を使った環境にも健康にもやさしいモノづくりを実施。地域や生活に密着した具体的なプログラムを提案。	大阪市立 環境学習センター
兵庫県	特定非営利活動法人 上山高原エコミュージアム	A,B,C,D	特定非営利活動法人、町、県が協働し、上山高原や麓の集落を博物館ととらえ、資源の活用・保全等に取り組んでいる。自然観察会でインタークリーによる解説を実施。	上山高原 エコミュージアム
奈良県	料理旅館 朝日館	A	行者宿の存在意義等を語り部から伝える宿泊プログラムを提供。講に代わる新たな利用につなげ、地区の活性化を目指している。	吉野郡

県道名	名物	取組内容	取組結果
和歌山県	財団法人和歌山健康センター 熊野で健康ラボ	A.B.C.D	熊野古道の地域資源を活用した健康・保養プログラムを推進している。地域文化業との連携等を行っている。
	特定非営利活動法人 自然回復を試みる会 ビオトープ孟子	A.B.C	放棄田の新たな活用(田植体験、そば刈り体験)と自然保護と地域の歴史文化解説が融合したエコツアーアー(古道タイムスリップツアーアー)を実施。
	株式会社 串本海中公園センター	A.B.C	スノーケリングでの自然観察体験ダイビング、磯観察などのほか、小さな子どもたちやハンディのある方も楽しめるよう水族館を利用した水族館飼育体験、海藻おしば教室などを併用。
鳥取県	特定非営利活動法人 大山・南部・奥日野観光事業 推進機構	A.B.C.D	大山隠岐国立公園地域内において、トレッキングコース開発、ガイド養成、観光メニュー開発を実施。ブログを活用した情報提供等。
	大山・中海・隠岐 エコツーリズム協議会	A.B.C.D	県・地域ぐるみで活動を行っている。行政と皆生温泉の旅館組合・観光協議会等と連携し、豊富な自然や水、歴史資源を活用した事業展開を実施。
広島県	たび~と (ホーバス共同組合)	A.B.C	地域の自然環境、生活文化や郷土芸能を生かしたツアーの開発、提供。地元住民ガイドが活躍。
山口県	秋吉台地域エコツーリズム協会	A.B.C.D	テーマ別に、専門家による学術的な解説や地元住民による民俗学、文化などをガイダンスなど、多様な主体の参画と連携によりエコツアーアーを実施。
徳島県	株式会社 四季美谷温泉	A.B.C.D	希少種などが観察できるポイントをコースに導入。自然保護の啓発と実践、豪雨で被災した自然の再生の観察等を行うエコツアーアーを実施。
	クーランマラン人力旅行社	B.C	アドベンチャー系エコツアーアーを提供。独自の環境方針で、自然の利用、人数制限、自然保護、環境に配慮した用品や施設の利用などを規定。
	AMEMBO	A.B.C.D	川ではカヤック・カヌー体験、山間部では間伐・枝打ち・下草刈にツリーハウス造りを導入。カヤックの専門インストラクター配置や小学校での出前カヌー教室を実施。
愛媛県	都市と田舎を結ぶ食育ネット	B.C.D	川遊び体験での環境調査や、田んぼでの除草作業での生き物観察などを実施。農業体験・林業体験や遊びを通した都市農村・異年齢交流を推進。
	まゆ	C	地域の山に放置されている桧の枝を材料にした手づくりの積み木を創作。親子で楽しめる「積み木づくり体験」を提供。
高知県	社団法人 西土佐環境・ 文化センター 四万十楽舎	A.B.C.D	四万十川に近い廃校舎を利用した森川農林漁業体験ができる宿泊施設を運営。教育機関とも連携した自然文化体験活動を推進。
佐賀県	特定非営利活動法人 伊万里はちがめプラン	A.B.C.D	全国からの見学者等(年間1300人)に、生ごみの堆肥化、菜の花プロジェクト活動などを実践的体験を通じて紹介。
長崎県	特定非営利活動法人 おぢかアイランドツーリズム協会	A.B.C.D	「島の地域資源をそのまま丸ごと」を生かした民泊・エコツアーアー・自然文化体験を開拓。「子ども農山漁村交流プロジェクト」など幅広い集客を実現。
	させぼパール・シー株式会社	A.B.C.D	豊富な地域資源を活かしたイベントやエコツアーアーのほか、ボランティアガイドをはじめとする人材育成、出前講座等を実施。
熊本県	財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター	A.B.C.D	平成15年度に「阿蘇自然案内人協会」を設立。参加者及びガイドと入念な打合せを行い、参加者の能力にあったツアーアー催行を実施。
大分県	レゾネイトクラブくじゅう	A.B	「自然と人間の共生」がコンセプトのホテル。野生生物の生活を壊さないため、施設を高床式、館内の照明は白熱灯にしている。宿泊客を対象に「朝の自然散策」を実施。
宮崎県	宮崎県宮崎市 木花地域婦人会	B.C	河川バトロールへの参加やマイバックの普及促進など、日常の生活から地域の環境を守る取組を行っている。
沖縄県	ビオスの丘・ 有限会社らんの里沖縄	A.B.C.D	亜熱帯の森の再生や人口湖の造成などにより、気楽に自然を楽しむことができる環境の整備、維持に取り組む。在来種を基本とした維持管理を実施。
	エコガイドカフェ	A.B.C	マンツーマン方式によるホスピタリティガイダンスの採用、サンゴの白化及び観光被害の定点観測、エコツアーリーダー育成などを実践。
	石垣島沿岸レジャー 安全協議会	A.B.C.D	会員相互の協働・連携を図り「安全対策・環境保全・地域共生」を柱とする活動を実施。

「第5回エコツーリズム大賞」募集のご案内

「第5回エコツーリズム大賞」の募集を2009年夏頃に行います。

募集対象

●エコツーリズムへの優れた取組事例を募集します

取組の例

- ・地域におけるエコツーリズム推進団体の設立と運営
- ・保全利用協定やガイドラインなどのルールづくりやその継続
- ・農業体験や校外学習などと連携したエコツアーの実践
- ・環境への配慮や環境保全への貢献
- ・エコツアー等の情報提供の仕組み
- ・環境保全や地域振興への観光収益の還元システムづくり
- ・エコツアーにおけるゴミの削減や環境負荷の低減
- ・エコツアーのマーケティングや斡旋などを含めたエコツアー事業の運営など

賞および表彰

●エコツーリズム大賞(1点)、エコツーリズム優秀賞と特別賞各数点を予定しています

*受賞者には表彰状と副賞を授与します。

応募資格

1. エコツーリズムに取り組む各種団体(事業者、企業、地方自治体、地域のグループ等)
2. 経験年数、法人格の有無、種類を問いません。
3. 自薦・他薦の別を問いません。
4. 過去のエコツーリズム大賞受賞者も応募資格があります。

募集時期

2009年夏頃予定。詳細は環境省ホームページでご案内する予定です。
(<http://www.env.go.jp/>)

審査

エコツーリズム大賞審査委員会において各賞を選定し、環境大臣が決定します。
決定後受賞者に通知し、表彰式を行います。

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

発行日： 2009年3月
発行： 環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL： 03-3581-3351 FAX： 03-3508-9278

<http://www.env.go.jp/>
制作協力： NPO 法人 日本エコツーリズム協会 Japan Ecotourism Society (JES)

